

**城里町まち・ひと・しごと創生
第2期城里町創生総合戦略**

**令和3年10月
城里町**

..... (この頁は白紙です)

目次

1 はじめに	1
1-1 計画の背景	1
1-2 計画の期間	1
2 計画の目標と枠組み	3
2-1 計画の目標	3
2-2 計画の枠組み	4
2-3 計画の推進	5
3 講ずべき施策に関する基本的な方向	6
基本目標Ⅰ 本町における安定した雇用の創出	6
Ⅰ-1 地域産業の競争力強化	7
Ⅰ-2 安心して働ける環境の整備	9
Ⅰ-3 企業誘致・起業家支援	11
基本目標Ⅱ 本町への新しい人の流れをつくる	13
Ⅱ-1 移住・定住の促進	14
Ⅱ-2 交流人口の創出・拡大	16
Ⅱ-3 町外在住者等との関係構築	18
基本目標Ⅲ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	19
Ⅲ-1 交流・婚活・結婚への支援	20
Ⅲ-2 妊娠から子育て期まで切れ目ない支援	21
Ⅲ-3 安心して子どもを育むための環境整備	23
基本目標Ⅳ あらゆる世代にとって安全・安心な居住環境を図る	24
Ⅳ-1 生活利便性の高いまちづくり	25
Ⅳ-2 快適な生活を支える基盤の整備	27
Ⅳ-3 地域の問題解決力の強化	29

資料編

..... (この頁は白紙です)

1 はじめに

1-1 計画の背景

2014（平成26）年11月、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生[※]に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。

本町においても、この「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づき、2016（平成28）年3月に「城里町創生総合戦略」及び「城里町人口ビジョン」を策定し、まち・ひと・しごとの創生に取り組んできました。

今回、「城里町創生総合戦略」の5か年の計画期間が終了したことを受けて、計画の効果検証を踏まえた「第2期 城里町創生総合戦略」を策定します。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

1-2 計画の期間

本計画は、2025（令和7）年度を目標年度とし、計画期間は2021（令和3）年4月から2026（令和8）年3月までの5か年とします。

..... (この頁は白紙です)

2 計画の目標と枠組み

2-1 計画の目標

(1) 政策5原則

国は、まち・ひと・しごとの創生に向けて、「自立性」「将来性」「地域性」「総合性」「結果重視」からなる「政策5原則」を掲げて、これに基づいた施策展開の必要性を示しています。

本町では、国の5原則の内容を踏まえた町の「政策5原則」を以下のように定めて、計画の効率的な実行を図ります。

- ① **自立性** : 地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。
- ② **将来性** : 本町の魅力や価値を継続的に向上するような事業や施策を展開するため、一過性の対症療法にとどまらない構造的な問題に取り組む。
- ③ **地域性** : 客観的データに基づく実状分析や将来予測のもと、地域の強みや魅力を活かし、地域の実態に合った施策の展開に取り組む。
- ④ **総合性** : 限られた財源や時間の中で最大限の効果を上げるため、政策を集中的に実施するとともに、多様な主体との連携や広域での連携による総合的な政策に取り組む。
- ⑤ **結果重視** : PDCA サイクル¹に基づき、具体的な数値目標・重要業績評価指標を設定し、政策効果を検証、必要な改善に取り組む。

(2) 4つの目標

第2期計画では、施策の継続性を重視する観点から、国の「総合戦略」の基本目標をベースに第1期計画の中で設定した以下の4つの基本目標を踏襲します。

なお、国の「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、新たに「多様な人材の活躍を推進する」「新しい時代の流れを力にする」という2つの横断的目標が設定されていますが、既存の4つの基本目標の中でこの内容を反映した事業等を追加して対応を図ることとします。

基本目標1 本町における安定した雇用の創出

◇ 望む全ての人が、安心して働くための産業振興と雇用の場づくりを目指します。

基本目標2 本町への新しい人の流れをつくる

◇ 地域の魅力発信と定住の受け皿づくりを目指します。

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

◇ 若い世代の希望に応じた結婚・出産・子育てができる環境づくりを目指します。

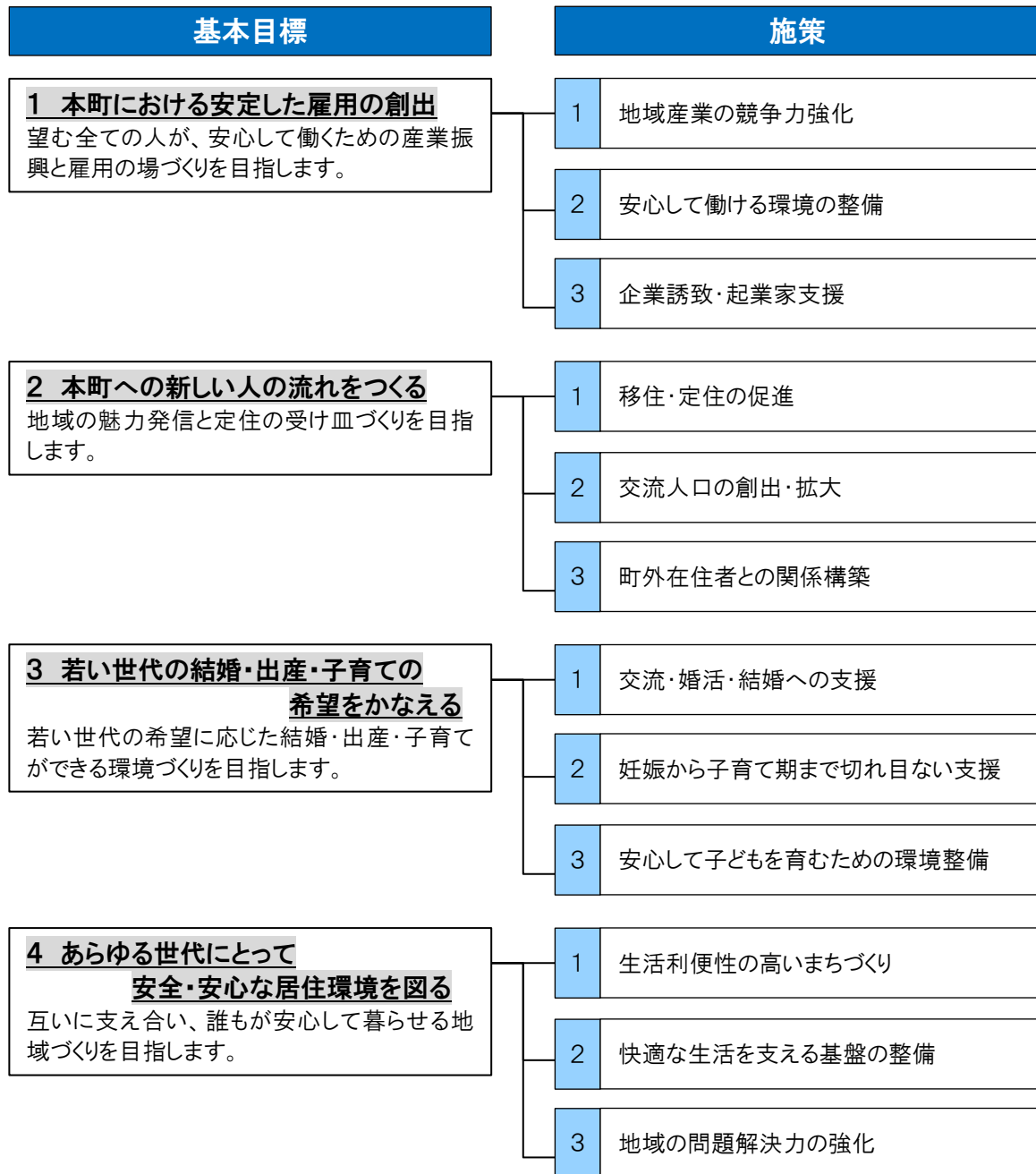
基本目標4 あらゆる世代にとって安全・安心な居住環境を図る

◇ 互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

¹ Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法のこと。

2-2 計画の枠組み

前頁の4つの基本目標を実現するため、以下に示す合計12の施策を定めて、まち・ひと・しごとの好循環を生み出す取組を推進します。



2-3 計画の推進

(1) 総合計画と連動した計画の推進

町政の最上位計画である「第2次城里町総合計画」が掲げるまちの将来像「人と自然が響きあいともに輝く住みよいまち」の実現に向けて、同計画と連動した施策の展開を図ります。

「第2次城里町総合計画（後期基本計画）」では、本計画の主要な内容を「重点プロジェクト」に位置づけて、人口減少対策や地方創生という課題に重点的に取り組む方向性を示しています。

(2) SDGs を原動力とした計画の推進

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、国連が人間、地球及び繁栄のための行動計画として策定したものです。

SDGsは、経済・社会・環境の統合的な取組を推進し、持続可能な住みやすい環境を目指すもので、本計画と重なる部分が多く、また施策を推進する上で相乗効果も期待できることから、SDGsを原動力とした地方創生を推進します。

SDGsの掲げる17の目標のうち、施策と関係が深い目標を以下の記号を用いて表示します。



(3) PDCA サイクルによる計画の検証

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つ視点からなるPDCAサイクルに基づき、基本目標ごとに設定した数値目標と、重要業績評価指標を用いて実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

3 講ずべき施策に関する基本的な方向

基本目標Ⅰ 本町における安定した雇用の創出

～望む全ての人々が、安心して働くための産業振興と雇用の場づくりを目指します～

【数値目標】

項目	基準値	目標値
市町村民所得（茨城県市町村民経済計算）	457億円/人	500億円/人
町支援制度を活用した町内就業者数（城里町集計）	—	25人増
仕事が見つからない／商売や事業がしづらいと 感じる人の割合（町民アンケート）	25.9%	20.1%

【基本的な方向】

- ◇ 進学や就職を機に町外へ転出する人の流れを抑制すること、地方移住の大きなハードルとなっている仕事や収入面の環境を改善することを目指して、産業・雇用分野においてさまざまな施策・事業を展開します。
- ◇ 第1期計画では、町の基幹的な産業となっている農林業の振興を中心に、地域の稼ぐ力を向上する取組を推進してきましたが、第2期計画でもこの取組を継続して実施します。
- ◇ 農林業以外の分野においても、担い手の育成や事業環境の向上などを支援し、産業の活性化と雇用促進を図ります。
- ◇ また、企業誘致や起業家支援の取組を進め、町内に新しい魅力的な産業や雇用の創出を図ります。

～5年後のまちのイメージ～

新商品の開発や新しい販売ルートの開拓、事業の拡大や継承、さらには情報通信技術（ICT）の導入による業務の効率化といった具体的なアクションを起こしていた／起こそうとしていた個人や企業を積極的に支援した結果、いくつかの取組が実を結び始めました。

また、こうした取組に関する情報共有や事業環境の整備、企業同士の接点の創出といった側面支援にも取り組むことで、活性化につながるような新しいチャレンジの芽も生まれています。



I-1 地域産業の競争力強化



- ◇ 農地の集約化や基盤整備、情報通信技術（ICT）を活用したスマート農業・スマート林業²等を推進し、担い手の高齢化や遊休農地の発生克服、「①生産性の向上」を図ります。
- ◇ 農業・工業分野におけるブランド化や特産品の開発、6次産業化³などを支援し、地域の稼ぐ力の向上につながる「②付加価値の向上」を図ります。
- ◇ 販売拠点となる店舗の整備や、インターネット上でのPRや販売強化などを進め、生産した商品の「③流通・販売体制の強化」を図ります。

【重要業績評価指標】

項目	基準値	目標値
認定農業者及び新規就農者数（城里町集計）	79人	85人
農業産出額（市町村別農業産出額）	65.8億円	72.4億円
直販施設（特産品直販センターかつら（道の駅）、物産センター山桜）の売上高（城里町集計）	630百万円/年	756百万円/年

【主な事業】

施策① 生産性の向上

新農地集積・集約化事業

農地中間管理機構⁴を活用して、農地利用の集積や優良農地の確保、遊休農地の解消を図る。

新土地改良事業・農業競争力強化農地整備事業

労働・土地生産性を向上する農地の基盤整備・再基盤整備を推進する。

新スマート農業・スマート林業推進事業

水田の水管理やハウスの温度管理、ドローン⁵やセンシング技術⁶の導入等をはじめとするスマート農業・スマート林業を推進する。

² ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業及び林業のこと。

³ 生産物の価値を上げるため、農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産（1次産業）だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組むこと。1次産業、2次産業、3次産業の1、2、3を掛けて6になることから、6次産業化といわれる。

⁴ 農業をやめる方や、経営規模を縮小したい方の農地を一括して借り受け、農地中間管理機構がまとめた上で、地域の意欲ある農業者等の担い手に貸し出す「信頼できる農地の中間的受け皿」として都道府県ごとに設置された組織。通称「農地バンク」。

⁵ 小型の無人航空機のこと。

⁶ センサー（感知装置）により自然の情報を読み取る技術。例えば、空撮画像により作物の生育状況を診断したり、水田の水位や二酸化炭素濃度といった情報を得たりすることができる。

施策② 付加価値の向上

■城里ブランド推奨品創出事業

農業・工業分野において、町内外に地元特産品として広く普及することを目指す「城里町ブランド推奨品」に相応しい優良な特産品の掘り起こしや開発支援を行う。

■町産農産物の加工等による高付加価値化事業

地域産品と町内産業の融合による新たな商品の開発を推進する。

■農業活用6次産業化推進事業

生産、加工、販売、レストラン経営などによる6次産業化に向けた商品開発を支援する。

新 有害鳥獣資源化事業

捕獲した有害鳥獣を有効活用した商品のPRや、新たな商品開発の支援を行う。

施策③ 流通・販売体制の強化

■特産品直売センターかつら（道の駅）の建替え整備事業

那珂川大橋の架け替えにあわせて建替え整備を行い、6次産業化の拠点として機能強化を図る。

■城里ブランド向上推進事業

庁外との連携により、「城里ブランド推奨品」の選考・普及のテコ入れや、アンテナショップ⁷の開設、オンライン販売（インターネット通販）の強化などを進め、特産品の販売強化を図る。

■ふるさと納税の推進

ふるさと納税の推進により、地域特産品の掘り起こしや町内企業のビジネスチャンスの創出、町外への本町の魅力PR、ファン獲得などを行うとともに、税収の確保を図る。

新 販路開拓支援事業

農産物や加工品の販路を拡大する取組に対する助成やインターネットの活用支援等の実施を検討する。

⁷ 地域の特産品の紹介・販売を行うだけでなく、観光情報のPR等も実施する、地域の魅力を総合的に発信する拠点となる店舗をいう。

I-2 安心して働ける環境の整備



- ◇ 就業支援と人材育成を一体的に推進し、地域産業や地元企業の雇用につながる「①担い手の育成」を図ります。
- ◇ 地元雇用を行う町内企業に対する支援や、雇用の拡大につながる経営改善や融資等の支援などを行うことで、「②安定した雇用の確保」を図ります。
- ◇ 子育て中の保護者が就労や社会参加のしやすいまちの実現を目指して、延長保育等の保育サービスの拡充や、民間企業への働きかけを進め、町内で「③ワーク・ライフ・バランス⁸を実現する環境の確保」に努めます。

【重要業績評価指標】

項目	基準値	目標値
町内の民営事業所の事業所数（経済センサス）	663事業所	663事業所
町内の民営事業所の従業者数（経済センサス）	4,463人	4,700人

【主な事業】

施策① 担い手の育成

■担い手総合支援事業

農業分野における人材の育成や新規就農者の参入の支援を行う。

新インターンシップ⁹・キャリア教育¹⁰推進事業

地元企業へのインターンシップ制度を導入し、キャリア教育の推進と地元企業への就職促進を図る。

⁸ 仕事（ワーク）と生活（ライフ）の調和（バランス）のこと。我が国では、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現を目指している。

⁹ 学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来希望する職業に関連した就業体験を行う制度のこと。

¹⁰ 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア（職歴）発達を促す教育のこと。

施策② 安定した雇用の確保

■町内企業地元雇用促進支援事業

地元雇用を行う町内企業に対する法人税の優遇や助成金の交付、給与の助成等の拡充を検討する。

■本社機能誘致事業（地方拠点強化税制¹¹活用事業）

地方拠点強化税制を活用し、既存企業を中心とした本社機能の強化・拡充を図る。

■介護事業所等人材確保事業

町内の病院、介護事業所、認定こども園等に勤める移住者に対し家賃助成や引越し支度金等を助成する。

■福祉産業育成・誘致事業

高齢者向けサービス企業の地元育成や誘致を行う。

新 中小企業経営支援事業

町内企業との情報交換を通じて地元中小企業のニーズを確認し、経営指導や設備資金等の融資斡旋、販路開拓のサポート、事業継承等に対する支援メニューの拡充を検討する。

施策③ ワーク・ライフ・バランスを実現する環境の確保

■延長保育事業

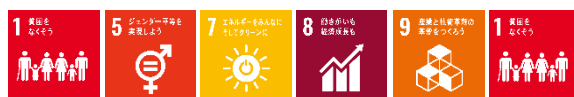
早朝・夕方の延長保育の拡充とPRの強化を図る。また、病児・病後児に対する保育の導入を検討する。

新 町内企業振興事業

働きやすい環境づくりを目指して、一定の雇用条件を満たす企業に対する融資等の実施を検討する。

¹¹ 安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域において本社機能を有する施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の優遇措置を講ずる制度のこと。

I-3 企業誘致・起業家支援



- ◇ 企業の立地動向等を把握し、必要な支援策を講じることで、町内の雇用拡大につながるような「①新規企業の立地促進・連携強化」に取り組みます。
- ◇ 大規模事業所の誘致に加えて、優良な中小企業やベンチャー企業の誘致という観点から既存の誘致事業の対象の拡大や見直し等を図り、チャレンジがしやすく「②起業家が集まる・生まれる環境づくり」を推進します。

【重要業績評価指標】

項目	基準値	目標値
企業誘致による累計立地件数（城里町集計）	—	2件増
起業支援による累計起業件数（城里町集計）	—	5件増

【主な事業】

施策① 新規企業の立地促進・連携強化

■企業誘致推進事業

企業訪問活動により立地動向や進出意向を把握し、これをもとに企業立地奨励金の交付や町遊休地情報の提供等の企業誘致を展開する。

■新町内企業との情報交換推進事業

町内企業と情報交換を行う場を設置し、支援ニーズや各産業分野や関連企業の動向等の情報を把握する。

■大規模商業施設誘致推進事業

生活に必要な物品が揃った大規模商業施設の誘致を推進し、町内の雇用の創出を図る。

■地方拠点強化税制活用事業

地方拠点強化税制を活用し、東京23区に本社を置く企業のサテライトオフィス¹²等を誘致する。

■廃校施設等活用推進事業

廃校等の未利用の公共施設などを活用した工場や倉庫、研修所等の誘致を検討する。

¹² 企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスであることからこう呼ぶ。

施策② 起業家が集まる・生まれる環境づくり

■空家・空店舗等リノベーション¹³支援事業

空家・空店舗等を活用した新たな店舗や事務所等の開設を促進するため、賃料や改修等に対する支援を検討する。

■コワーキングスペース¹⁴開設推進事業

起業家やテレワーカー¹⁵等が集まるコワーキングスペースの開設を支援する。また、未利用の公共施設を活用した同種の施設の開設も検討する。

新情報通信ネットワーク環境整備事業

光ケーブル網との接続や公衆無線LAN¹⁶の整備などを進め、場所や時間の制約を受けずに仕事がしやすい環境を整える。

新地域資源・産業との交流促進事業

起業の種を産み育てる機会として、移住者や移住希望者等と地域資源・産業との交流の場を設ける。

新オープンデータ¹⁷化等推進事業

行政が持つデータを活用して社会課題の解決を図るため、オープンデータ化や特定企業との協働事業の実施を検討する。

¹³ 新築時の目論見に近づくように復元する「リフォーム（修繕）」に対して、新築時の目論見とは違う次元に改修することをいう。具体的には、大規模な設備の更新や間取りの変更などを伴い、建物に新たな付加価値を与える改修など。

¹⁴ テレワークなどの柔軟な働き方をする利用者が、自宅や会社以外で、仕事を行う共同型オフィスのこと。

¹⁵ 「テレワーク」とは、Tel（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語で、情報通信技術（ICT）を活用して、本拠地のオフィスから離れた場所で仕事をするをいう。また、時間や場所を有効に活用できるこうした働き方をしている人を「テレワーカー」という。

¹⁶ 駅や街中など、公共の場所で利用できるように設定された無線 LAN（Local Area Network）の施設やサービスのこと。無線 LAN を利用することにより、ケーブルを気にすることなく、どこでも好きな場所に移動してインターネットに接続し、Web サイトの閲覧やメールの利用が出来るようになります。

¹⁷ 国、地方公共団体及び企業が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるような形で公開されたデータをいう。

基本目標Ⅱ 本町への新しい人の流れをつくる

～地域の魅力発信と定住の受け皿づくりを目指します～

【数値目標】

項目	基準値	目標値
人口の転入超過数（住民基本台帳人口）	-160人/年	20人/年
特に30～40代の転入超過数（同上）	-6人/年	47人/年

【基本的な方向】

- ◇ 多くの交流人口・関係人口を獲得し彼らの移住・定住先の候補に入ること、さらに実際に移住・転入を検討している人の背中を押すことで、城里町への転入の増加を図ります。
- ◇ 結婚や子育てを機に移住・定住を検討する若い世代を主要なターゲットに設定し、移住・定住の支援策や住宅等の受け入れ環境を整備することで、町への移住・定住を促進します。
- ◇ 水と緑に囲まれた豊かな自然環境や歴史・文化等の地域資源を活かして、観光地の魅力向上やアウトドア・アクティビティの開発を進め、観光産業の活性化や町を訪れる人（＝交流人口）の創出・拡大を図ります。
- ◇ 城里町の出身者や観光等で訪れた人、インターネット等で城里町の情報に触れた人が町との関わりを継続的に持てるような仕掛けを講じ、移住・定住の予備軍やまちづくりの応援団の獲得を図ります。

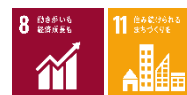
～5年後のまちのイメージ～

昨今のキャンプブームに乗って、キャンプ場や道の駅等には多くのお客さんが訪れています。また、こうした拠点施設を中心として、施設の魅力向上や、町の自然や食に触れるプログラム、アウトドア・アクティビティ等の開発が進んでいます。

そんな中で、町内にはアウトドア好きが自然と集まるようになり、好きな人が集い交流する中から新しい活動が生まれ、新しいお客さんを呼び込むという好循環が生まれています。

こうした動きに呼応して、アウトドア好きにアピールするような住宅開発を行政が率先して行った結果、町に遊びに来ていた人がついには移住してくるというケースも出てきています。





Ⅱ-1 移住・定住の促進

- ◇ 移住・定住先を探す人が城里町での生活を体験できる機会や制度の拡充を図り、「①移住・定住のきっかけづくり」を推進します。
- ◇ 定住に適した良好な住宅地や、若者や子育て世代向けの住戸の整備・誘導、空家等の紹介や住宅改修等の支援といった多様な手法により、移住・定住を考える人の「②住む場所の供給の促進」を図ります。
- ◇ 移住・定住の決断を後押しするため、移住・定住にかかる負担を軽減する支援制度の整備や、こうした制度の情報提供などの「③移住・定住の支援」を検討・実施します。

【重要業績評価指標】

項目	基準値	目標値
移住体験ツアー参加者数（城里町集計）	（開催中止中）	60人/年
子育て世帯向けの住宅・宅地の累計供給数（城里町集計）	—	30戸・区画
移住相談窓口での相談件数（城里町集計）	2件/年	30件/年

【主な事業】

施策① 移住・定住のきっかけづくり

■移住モニター¹⁸事業／移住体験ツアー事業

町への移住を検討する人が短期間お試し生活できる環境を整備する。あわせて、体験ツアーの実施やPRの強化に取り組む。

■新農業体験機会の拡大事業

直売所等で野菜づくり講座などのプログラムの実施やPRを行い、移住・定住や二地域居住¹⁹等につなげる。

■地域おこし協力隊²⁰活用事業

「地域おこし協力隊」制度により「地域協力活動」を行いながら地域への定住・定着を目指す人材を誘致する。

¹⁸ 町での生活等について意見や感想を確認するため、一般から参加者を募集して移住体験をしてもらう人のこと。

¹⁹ 主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点をもうける暮らし方のこと。例えば、平日は都市部で暮らし、仕事をして、週末などの休みには地方部で田舎暮らしをするといった生活が想定される。

²⁰ 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

施策② 住む場所の供給の促進

■秩序ある住宅地開発誘導事業

周辺の環境と調和し、接道等の一定の条件を満たす良好な住宅地開発を誘導するため、土地利用規制を適切に運用するとともに、民間企業への支援や補助金等の立上げを検討する。

■子育て世帯対象分譲地販売事業

安心して子どもを育て、教育ができる環境を提供するため、学校区単位で計画的に宅地を確保し、子育て世帯等を対象に低額で分譲販売や貸付を行う。

■子育て世代向け共同住宅の整備事業

町営住宅団地の建替えにあわせて、手頃な家賃で入居できる子育てに対応した間取りの住戸を確保する。

新 単身者向け町営住宅供給事業

単身者向けの間取りの住戸の確保や、既存施設の単身者向け募集の拡大等を検討する。

■若者・子育て世代向け住宅供給事業

子育て世代や若者に適した共同住宅等の整備促進や、安価な中古住宅の斡旋を行う。

■空家バンク事業

空家・空室等の情報を登録し、これを借りたい方等とマッチングすることで有効利用を図る。

新 農地付き空家の流通促進事業

新規就農を促進する観点から、空家に付随する農地の流通条件の緩和を検討する。

新 住宅改修支援事業

耐震・省エネ・バリアフリー等の改修やテレワークに対応した情報通信ネットワーク環境の整備に対する支援を実施して中古住宅の活用を促進する。

施策③ 移住・定住の支援

■移住相談事業

町内での生活や移住・定住の支援制度等に関する情報提供や相談を行う相談窓口を運営する。

■宅地購入助成事業

町が定める区域で土地を購入し住宅を新築する場合または住宅を購入した場合、一定の条件を満たした方について、土地の購入費の一部を補助する。

■住宅新築工事等助成事業

町内施工業者を利用して、一定条件を満たす住宅の新築・建替工事の費用の一部を助成する。

■介護事業所等人材確保事業【再掲】

町内の病院、介護事業所、認定こども園等に勤める移住者に対し家賃助成や引越し支度金等を助成する。

新 三世代同居・近居支援事業

一定の条件を満たす出身者等の住替えを支援し、親世帯・子世帯の同居や近居を促進する。

新 二地域居住等促進事業

移住・定住に対する支援策や補助金等の対象を二地域居住などの新しい居住形態まで拡大することを検討する。



Ⅱ-2 交流人口の創出・拡大

- ◇ 那珂川やホロルの湯、キャンプ場などを中心とした観光施設の機能更新や観光ルートの開発などを推進、また文化財の整備を検討し、生涯学習機関等との連携による郷土史や自然学習の場としての活用を促進し、「①観光地の魅力の向上」を図ります。
- ◇ 地域に人を惹きつける観光コンテンツとして、農業体験や森林体験、カヌー体験やハイキング、トレイルランニング²¹などの「②自然体験アクティビティ等の開発」を推進します。
- ◇ 町を訪れる人が地域に留まらずに次の目的地に向かうのではなく、より長い時間滞在してもらえるように、交流施設や宿泊施設等の整備を促進し「③滞在拠点の整備」を図ります。

【重要業績評価指標】

項目	基準値	目標値
観光入込客数（観光客動態調査）	932千人/年	1,026千人/年

【主な事業】

施策① 観光地の魅力の向上

■かわまちづくり計画の推進

那珂川の河原に良好な親水空間の形成を目指す「かわまちづくり計画」を推進する。

■特産品直売センターかつら（道の駅）の建替え整備事業【再掲】

特産品直売センターかつら建替え整備と、これにあわせてふれあい広場の再整備を推進する。

■ホロルの湯及びキャンプ場を活用した観光PR事業

ホロルの湯及びキャンプ場の機能更新・強化、PRを推進する。

新親水性護岸整備事業

河川改修や護岸整備にあわせて、親水性が高く優れた景観を有する水辺空間の整備を図る。

新頓（徳）化原古墳を活用した公園整備事業

頓（徳）化原古墳を核として自然に癒やされながら歴史を学ぶことができる公園の整備を検討する。

新キャッシュレス決済導入支援事業

現金を使用せずに商品・サービスの料金の支払等を行うキャッシュレス決済端末の導入など観光施設、関連店舗における情報通信技術（ICT）の活用を支援する。

²¹ 山岳地域等にある未舗装の路線（登山道、林道等）をコースに走ること。

施策② 自然体験アクティビティ等の開発

■広域連携観光強化事業

常陸大宮市と連携して御前山・那珂川という魅力ある資源を活用した観光施策を推進する。また、広域観光の舵取り役を担う観光地域づくり法人（DMO）²²の形成・登録に向けた取組も推進する。

■グリーン・ツーリズム²³事業

農村と都市住民の交流や地域の活性化を図るグリーン・ツーリズムを推進する。また、都市農村観光の入口として、直売所等で野菜づくり講座などのプログラムの実施やPRを行う。

■観光・スポーツイベント開催支援事業

町内の観光拠点やスポーツ施設などを活用したイベントの開催、新たなアウトドア・アクティビティの開発等を支援する。

新サイクルツーリズム（自転車観光）推進事業

サイクリングルートの設定やガイド（案内人）付きツアーの検討、自転車走行環境の整備などにより自転車等による地域巡りを促進する。また、自転車を活用したイベントの誘致なども検討する。

新観光ガイド・インストラクター育成事業

観光客の受入や、新たな観光ルートやアクティビティの開発の担い手となる観光ガイド（案内人）・インストラクター（指導員）の育成を支援する。

施策③ 滞在拠点の整備

■他地域居住者との交流施設整備・運営事業

未利用施設となっている廃校舎等を都市居住者と町民の交流施設として活用することを検討する。

新廃校舎等活用推進事業

廃校舎等を活用した大学等の合宿利用の受入や誘致を検討する。

■グリーン・ツーリズム事業【再掲】

グリーン・ツーリズムの中で、農家民泊等の滞在型のメニューの拡大を支援する。

■ホールの湯及びキャンプ場を活用した観光PR事業【再掲】

滞在拠点として町内のキャンプ場の機能更新・強化、PRを推進する。

新古民家再生事業

地域に点在する古民家を活用して宿泊施設や体験施設、飲食施設等の整備を検討する。

新滞在型農園整備事業

二地域居住に対応した滞在型農園（クラインガルテン）等の整備を検討する。

²² 「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と共働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための調整機能を備えた法人で、Destination Management/Marketing Organization の頭文字から DMO と呼ばれる。

²³ 農山漁村地域において自然、文化、人びととの交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいう。



Ⅱ－3 町外在住者等との関係構築

◇ 町の魅力の発信や、来訪のきっかけとなるイベント等の開催、情報通信技術（ICT）を活用した交流促進などに取り組むことで、城里町の出身者や観光等で城里町を訪れた人、インターネット等で城里町の情報に触れた人と継続的に関わりが持てるような「①接点及びネットワークの構築」を図ります。

【重要業績評価指標】

項目	基準値	目標値
メディア掲載回数（城里町集計）	—	6回/年
町の公式SNS ²⁴ のフォロワー ²⁵ 数（城里町集計）	—	5,000人
ふるさと納税件数（城里町集計）	127件/年	500件/年

【主な事業】

施策① 町外在住者等との接点及びネットワークの構築

■「城里学」推進事業

児童生徒に対して、町の魅力を伝え郷土愛を育む「城里学」の取組を推進し、将来町を出ることになった場合でもふるさとに誇りを持ち続けることができる教育を推進する。

■観光・スポーツイベント開催支援事業【再掲】

出身者や観光客が町を来訪するきっかけとなる町内の観光拠点やスポーツ施設などを活用したイベントの開催を支援する。

■イベント等開催事業

「城里町民まつり」や「しろさとふるさとまつり」などの町ぐるみのイベントの開催等を行う。

■ふるさと納税の推進【再掲】

ふるさと納税を通じて地域のPRやファン獲得を推進する。

新 シティ・プロモーション事業

SNSを活用した町のイメージアップや、町の認知を高め、特産品の購買や来訪、移住・定住へと誘導するシティ・プロモーションを推進する。

新 ふるさと住民票事業

ふるさと納税利用者に町内施設の割引券や「（仮称）ふるさと住民票」等を交付して、町への来訪や継続的な関係の構築を図る。

²⁴ ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスのこと。最近では、会社や組織の広報として活用される事例も増えている。

²⁵ 定期的に関連するためにフォロー（読者登録）をしたアカウント（人）のこと。

基本目標Ⅲ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

～若い世代の希望に応じた結婚・出産・子育てができる環境づくりを目指します～

【数値目標】

項目	基準値	目標値（令和7年度）
合計特殊出生率 ²⁶ （人口動態統計）	1.14	1.27
0～4歳の子どもの数（住民基本台帳人口）	399人	389人

【基本的な方向】

- ◇ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる切れ目のない支援制度等を用意して人口の自然減少（死亡数が出生数を上回るための減少）を抑制し、町の未来を担う子どもの誕生と健やかな成長を応援します。
- ◇ 第1期の計画では出産・子育てに関する支援に比べてやや手薄になっていた結婚に関する取組を拡充し、「結婚（再婚）が難しい」と感じる町民に対する支援に努めます。
- ◇ 町民から高い評価を得ている子育て支援サービスの一層の拡充を図り、町民の出産や子育てに関する心身及び金銭面の負担の軽減を図ることで、“子どもが欲しい”“もう一人”と思えるような環境の実現を目指します。
- ◇ 子育て支援サービス以外の分野でも、子どもの遊び場の拡充などを進め、子どもを連れて外出がしやすい、子育てが楽しいと思えるようなまちの実現を目指します。
- ◇ こうした取組を積極的にPRすることで、30～40代（子育て世代）のUIJターン²⁷の促進を図ります。

～5年後のまちのイメージ～

最初に目に見える成果が出たのは、子育て支援サービスを利用する際の入口となる子育てポータルサイト²⁸の拡充でした。

ポータルサイトを通じて、以前から好評を得ていた子育て支援サービスを利用する人が増えたことで、「楽しく子育てができてから“もう一人”」、「周りに子育てが楽しそうな家族がいるから“結婚したい”“子どもが欲しい”」と考える人も増えてきました。

新たな利用者から寄せられたニーズに対応して子育て支援サービスの拡充や改善を適宜進めることで、“子育てがしやすいまち”という評判が町内外に広まり、新たな利用者＝町民が増えるという好循環が生まれ始めています。



²⁶ ある年次の15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。実際に1人の女性が一生の間に生む子ども数は「コーホート合計特殊出生率」という。

²⁷ 大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。このうち「Uターン」は出身地に戻る形態、「Iターン」は出身地以外の地方へ移住する形態、「Jターン」は出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

²⁸ ポータル(Portal)とは、玄関・入口を意味する言葉で、組織内の複数のWebサイトや情報資源のデータやサービスを集約・整理して一覧できるようにした玄関口となる場所をポータルサイトという。



Ⅲ-1 交流・婚活・結婚への支援

- ◇ 町民アンケートの中で比較的回答の多かった「結婚（再婚）が難しい」という課題に対応するため、結婚（再婚）の最初のステップとなる「①出会いの場づくり」に積極的に取り組みます。
- ◇ 結婚や子育てについて触れる・考える機会を提供するとともに、新婚生活の金銭的な不安を軽減する補助を実施して、「②結婚・子育てに対する気持ちの後押し」を図ります。

【重要業績評価指標】

項目	基準値	目標値
婚活イベントの参加者数（城里町集計）	0人/年	200人/年
婚姻件数（人口動態調査）	63件/年	82件/年

【主な事業】

施策① 出会いの場づくり

■婚活支援体制の強化

広域連携によるイベントの開催等の婚活支援体制の強化を図る。

新若者向けスポーツ振興事業

若者が自然に出会い、親交を深めることができる場としてスポーツ活動の促進を図る。

施策② 結婚・子育てに対する気持ちの後押し

新次代の親育成事業

学校等で家庭・家族に関する教育を実施して、自己の生き方や進路を考える中で、結婚や子育てについてもイメージが持てるようなきっかけを与える。

新赤ちゃんとのふれあい交流事業

核家族化で機会が少なくなった赤ちゃんとのふれあい交流ができる場を設けて子どもが欲しいと思う気持ちを醸成する。

■結婚新生活支援補助金助成事業

新たに婚姻され新生活を送ることとなった世帯に対して、住居費と引越費用の一部を補助する。

Ⅲ-2 妊娠から子育て期まで切れ目ない支援



- ◇ 行政による子育て支援サービスの維持・向上、町民同士の支えあいの促進などの取組を通じて「①子育て支援サービスの充実」を図ります。
- ◇ 子育て世代包括支援センターを中心に、健診や出産・子育てに関する悩み等への対応、子育て支援サービスに関する情報提供などをきめ細かく実施し、「②子どもや保護者の心身の健康のサポート」を図ります。
- ◇ 子育て支援の取組とあわせて、居住地選択の条件の1つとなっている子どもの教育環境の向上を目指し、「③学校と地域による質の高い学びの場づくり」を推進します。
- ◇ 出産・子育てにかかるさまざまな費用の助成制度の周知や拡充を進め、町民アンケートの中で「理想の（子どもの）人数と予定の（子どもの）人数が異なる理由」の第1にあげられる「④金銭的な負担の軽減」を図ります。

【重要業績評価指標】

項目	基準値	目標値
待機児童数（城里町集計）	0人	0人
子育て世代包括支援センター利用件数（城里町集計）	平均60件/月	平均90件/月
子育て・教育環境が良いと感じる人の割合（町民アンケート）※	40.4%	50.0%

※中学生以下の子どもと同居する家族の回答

【主な事業】

施策① 子育て支援サービスの充実

■子育てサークル活動等支援事業

子育て家庭が自主的に活動を展開するサークルの立上げや活動継続を支援する。また、会員同士の相互援助の仕組みであるファミリー・サポート・センター²⁹の運営を行う。

新保育施設の運営・支援事業

待機児童ゼロの継続（保育の量の確保）や、保育施設の運営や人材の育成（保育の質の向上）に対する支援の強化を図る。

■放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ等により放課後の児童の健全育成や働く保護者の支援等を実施する。

施策② 子どもや保護者の心身の健康のサポート

■母子保健事業

乳幼児に対する戸別訪問や、健診、各種の教室などを実施して、妊婦、乳幼児の疾病を早期に発見・予防し母子の健康増進を支援する。

■子育て世代包括支援センター運営事業（旧 子育てコンシェルジュ事業）

子育てに関する総合相談窓口となる「おひさま」において、母子保健事業を進めるとともに、出産・子育てに関する悩みや子育て支援サービスに関する相談や助言、情報提供などを実施する。

■地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点」に位置づけた保育施設においても、各種の教室や交流の場を開設し、子育てに関する相談や助言、情報提供などを実施する。

²⁹ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、育児の援助を受けたい人と行いたい人との会員同士の相互援助活動をお手伝い（連絡、調整等）する組織。

施策③ 学校と地域による質の高い学びの場づくり

新学力向上・PR事業

町内の学校の優れた学習成果のPRと一層の向上を図る。

■校外学習支援事業

学外の人材や団体と連携して放課後や休日における学習支援を実施する。

■放課後子ども総合プラン

長期休暇などの期間に実施している子ども教室の開催時期の拡大を検討する。

■高等教育機関・研究機関誘致推進事業

大学・専修学校等の高等教育機関や研究機関の誘致を推進する。

施策④ 金銭的な負担の軽減

■出産祝金・子育て支援金支給事業

第3子に対して支給している出産祝金・子育て支援金の拡充とPRの強化を検討する。

■学校給食費・教材費の助成事業

小学生・中学生の給食費の無償化を継続して実施する。

■高等学校通学費助成事業

バス・電車通学をする高校生の交通費の助成を継続して実施する。

■保育園・認定こども園の保育料の無償化

町内在住で保育所（園）等に通う3～5歳児の保育料の無償化を継続して実施する。

■医療費助成事業

高校生までに拡大した子ども医療費助成を継続して実施する。

■不妊治療費助成事業

町独自に実施している不妊治療にかかる費用の助成を継続して実施する。

Ⅲ-3 安心して子どもを育むための環境整備



- ◇ 多様な取組を展開する城里町の子育て支援サービスの活用促進や、町外の30～40代（子育て世代）のU・Iターンの促進を図るため、「①“子育てしやすいまち”の積極的なPR」を推進します。
- ◇ 公園の適切な維持管理や新たな公園・緑地の整備といった子どもの遊び場の拡充、多目的トイレや授乳室の設置、こうした施設や子育てに優しい店舗等に関する情報提供などにより、「②子どもを連れて外出しやすい環境の整備」を図ります。

【重要業績評価指標】

項目	基準値	目標値
子育てポータルサイトの訪問者数（城里町集計）	平均100人/月	平均200人/月
子育て世帯向け外出箇所数（多目的トイレ等設置箇所数・「いばらき子育て家庭優遇制度」協賛店数）	—	20箇所増

【主な事業】

施策① “子育てしやすいまち”の積極的なPR

■子育て情報誌の作成事業

子育て家庭に役立つ情報をまとめた情報誌の作成・配布を行う。子育て情報誌の作成にあたっては、実際に子育てをする保護者に積極的に関わってもらうことで、子育て支援サークルや活動団体の立ち上げにつながることを期待する。

■子育てポータルサイトの運用事業

子育て情報をいつでもどこでも確認できるポータルサイト「しろさとこそだて」の運用の継続・拡充を図る。

施策② 子どもを連れて外出しやすい環境の整備

■公園維持管理事業

子どもの遊び場となる公園の必要性・安全性等を確認し適切な維持管理を実施する。

■公園整備事業

子連れの家族が安全・安心に遊ぶことができる公園・緑地の整備を検討する。

新 町営施設優待利用事業

子育て世帯に対する町営施設の優待利用や優先利用の導入を検討する。

新 多目的トイレ・授乳室等設置事業

外出先でオムツ交換や授乳に困らないよう、町内の公園や公共施設等において多目的トイレや授乳室などの設置を推進する。

新 子育て支援協賛店登録事業

「いばらき子育て家庭優待制度」の協賛店の拡大や同制度の利用の促進を図る。あわせて、子育て世帯支援と店舗等の活性化を図る独自の制度の企画も検討する。

新 お出かけマップ作成事業

多目的トイレや協賛店などを掲載し、子育て世帯に紹介するお出かけマップを作成する。

基本目標Ⅳ あらゆる世代にとって安全・安心な居住環境を図る

～互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します～

【数値目標】

項目	基準値	目標値
住み続けたいと考える人の割合 (町民アンケート)	67.5% (令和2年実施調査)	80.0%

【基本的な方向】

- ◇生活に必要なサービスが過不足なく確保された利便性の高い住みやすいまちをつくることで、あらゆる年代の町民がいつまでも安心して住み続けられるまちの実現を目指します。
- ◇第1期の計画では多くの事業を実施しているにも関わらず、数値目標に設定した「住み続けたいと考える人の割合」が減少していることから、特に町民のニーズの高い買い物や通院などの分野を中心に生活利便性の向上を図ります。
- ◇都市基盤整備等のハード面では、安心して住み続けられるまちの実現に向けて、高齢になっても外出がしやすいような環境の確保や、町の持続性の向上に貢献する公共施設の適正管理等の取組を推進します。
- ◇また、まちづくりのさまざまな分野で庁外との連携や協働を推進し、自らの活躍によって町の環境向上が進むことで“住み続けたい”と考える人を増やすこと、町の環境向上を加速することを目指します。

～5年後のまちのイメージ～

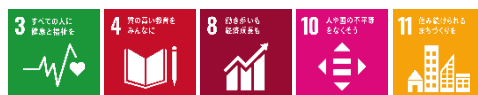
公共交通の利便性向上や、移動販売、店舗等への送迎などさまざまな分野のさまざまな手法を組み合わせて、町の生活利便性の向上に取り組んでいます。

こうした取組を実施するにあたって、地縁団体や民間企業等との連携・協働を進めた結果、自ら積極的に関わって地域を良くしていこうという意識を持つ人が増えてきました。

町に明るい変化が見えること、周りには町への愛着や誇りを持って活動する人が増えたことから、“城里町に暮らし続けたい”と考える人も増えています。



IV-1 生活利便性の高いまちづくり



- ◇ まちの中心部や周辺の集落地において、町民の生活を支える店舗や医療・福祉施設等の都市機能の立地を誘導するとともに、買い物支援サービスやオンラインサービスの活用を促進し、「①買い物がしやすい環境の整備」や「②通院等がしやすい環境の整備」を図ります。
- ◇ あわせて、高齢者や障害者が社会から隔離されることなく、健康で生き生きと暮らし続けることができる「③健康寿命³⁰の延伸と共生型地域社会の実現」に向けた取組を推進します。

【重要業績評価指標】

項目	基準値	目標値
普段の買い物等がしづらい人の割合（町民アンケート）	50.2%	40.1%
医療・福祉サービスが利用しづらい人の割合（町民アンケート）	37.0%	29.6%

【主な事業】

施策① 買い物がしやすい環境の整備

■大規模商業施設誘致推進事業【再掲】

各種の支援制度の検討生活に必要な物品が揃った大規模商業施設の誘致を推進する。

■小さな拠点づくり事業

周辺集落の中心等の場所で生活利便施設を集積した小さな拠点の形成と機能維持を図る。

新高齢者向けデジタル活用支援事業

高齢者を対象にしたスマートフォン講座等を入口に、買い物支援サービスやネットショッピング（インターネット通販）等の利用につながる高齢者のデジタル活用を支援する。

施策② 通院等がしやすい環境の整備

■医療環境整備事業

町民の医療環境の向上を図るため、入院設備等の必要な設備が整った医療機関の誘致や、既存施設の充実、近隣自治体との連携強化などを推進する。

■福祉産業育成・誘致事業

町内の高齢者向けサービス産業を育成するため、人材の確保や事業所の誘致を行う。

新高齢者向けデジタル活用支援事業【再掲】

高齢者を対象にしたスマートフォン講座等を入口に、各種の予約システムやオンライン診療（遠隔診療）等の利用につながる高齢者のデジタル活用を支援する。

³⁰ 平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた、日常生活に制限のない期間をいう。

施策③ 健康寿命の延伸と共生型地域社会の実現

新 茨城型地域包括ケアシステム³¹構築事業

高齢者を含めた全ての要援護者及びその家族等に対して隙間のない支援を提供する「茨城型地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

■ 高年者クラブ活動支援事業

健康増進や余暇活動の充実等、高齢者の生きがいづくりにつながる高年者クラブ活動を支援する。

新 ふれあいサロン事業

集落センターや公民館といった会場に加えて、空家、空店舗や住宅の空スペース等を活用したサロン活動、健康づくり活動等を促進する。

新 見守り・安否確認・緊急通報のシステム推進事業

情報通信技術（ICT）を活用した高齢者の見守り・安否確認・緊急通報等のシステムの導入を検討する。

■ 運転免許の自主返納サポート事業

運転免許変更後の不安解消と移動手段の確保のため、運転免許自主返納者への支援の充実を図る。

■ グループホーム³²誘致事業

障害を持った方々が町内で生きがいを持って暮らすことができるグループホームを誘致する。

³¹ 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築を目指すもの。国の「地域包括ケアシステム」が高齢者を対象にしているのに対して、茨城県では、高齢者だけでなく障害者、難病患者、子どもなど、地域のすべての住民を対象に包括的なケアを提供する仕組みの構築を目指しており、これを「茨城型地域包括ケアシステム」と称する。

³² 知的障害者や精神障害者、認知症高齢者などが専門スタッフの支援のもと集団で暮らす家のこと。

IV-2 快適な生活を支える基盤の整備



- ◇ 店舗等が集積した利便性の高い地域を形成するため、「コンパクトな市街地の形成」を推進し、適正な土地利用の規制・誘導や市街地内の魅力や回遊性の向上を図ります。
- ◇ 自家用車での移動や徒歩等の回遊性を向上する道路整備や、公共交通の利便性を維持・向上する各種の取組を推進し、「移動しやすい道路・交通ネットワークの整備」を図ります。
- ◇ あわせて、人口減少や少子高齢化により町財政が縮小しても公共施設やインフラ等を適切に維持・管理できるよう、計画的な修繕等による「③都市基盤の持続性の向上」を図ります。

【重要業績評価指標】

項目	基準値	目標値
居住誘導区域 ³³ の人口密度（国勢調査の調査区別人口より算出）	29.7人/ha	29.7人/ha
公共交通の利用者数（ふれあいタクシーの利用者数）	4.7千人/年	5.1千人/年

【主な事業】

施策① コンパクトな市街地の形成
<p>新適正市街地形成事業 土地利用の規制・誘導を通じて住宅や町民の生活を支える多様な都市機能の立地誘導を図る。</p> <p>新低未利用地等活用促進事業 市街地内に点在する低未利用地等を快適で歩きやすい市街地を形成するために、緑地や子どもの遊び場、通り抜け通路等の地域共有の資源として活用する取組への支援を検討する。</p>
施策② 移動しやすい道路・交通ネットワークの整備
<p>■町道改良事業・幹線道路整備推進事業 安全で快適な道路環境の整備や、国・県に対する整備の働きかけを進める。</p> <p>■路線バス運行補助事業 町民の日常生活を支える路線バスを維持するため必要な補助を行う。</p> <p>■新交通システム（デマンド交通³⁴）運行支援事業 路線バスの利用が困難な高齢者等の外出を促進する「ふれあいタクシー」の運行を支援する。</p> <p>■公共交通活性化事業 公共交通の利用促進や、公共交通の維持・再編・活性化に向けた調査研究を実施する。</p> <p>新次世代交通システム導入促進事業 道の駅等を拠点とした超小型モビリティ³⁵等の利活用や自動運転等の実証実験の実施を検討する。</p>

³³ 人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。本町では「城里町立地適正化計画」に範囲を定めている。

³⁴ 電話予約など利用者の需要（デマンド）に応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態のこと。

³⁵ 普通自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両をいう。地域交通の省エネルギー化や、高齢者を含むあらゆる世代に新たな移動手段を提供し、安心・快適な暮らしを支えるとともに、地域の活性化や自動車市場の新しい需要創出への貢献が期待されている。

施策③ 都市基盤の持続性の向上

■公共施設の耐震化推進事業

城里町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の計画的な耐震化や長寿命化を推進する。

新インフラ施設の更新・耐震化推進事業

老朽管更新計画を策定し、上・下水道等のインフラ施設の計画的な更新・耐震化を推進する。

新緊急治水対策プロジェクト推進事業

国及び県による堤防整備や河道の土砂掘削などの緊急治水対策を促進する。

IV-3 地域の問題解決力の強化



- ◇ 自治会活動や地域活動の拠点となる公民館・集会所の運営や維持管理を支援することで、地域での安全・安心な生活の基盤となる「①地域コミュニティの育成・強化」を推進します。
- ◇ 地域だけでは解決できない課題に対応するため、地域単位の取組に加えて学校組織や民間企業、NPO³⁶といった多様な人材・組織をパートナーに「②連携・協働の推進」を図ります。
- ◇ 上記のような多様な施策の企画検討や実行を多様な主体と連携して取り組み、城里町に関わるあらゆる人が活躍できる場の確保やまちづくりを担う人材の育成を図ります。

【重要業績評価指標】

項目	基準値	目標値
自主防災組織設置数（城里町集計）	14団体	19団体
連携協定数（城里町集計）	—	5件増

【主な事業】

施策① 地域コミュニティの育成・強化

■自治振興事業

自治会組織を通じた地域と行政の連絡調整や自治組織の活性化を推進する。

■自主防災組織³⁷育成事業

災害時に地域住民がお互いに助け合う自主防災組織の育成と地域の実状に合わせた防災資機材の整備を行う。

■公民館管理運営事業・公民館施設維持管理事業

地域活動の拠点となる公民館・集会所の適正な維持管理と活用促進を推進する。

施策② 連携・協働の推進

■まちづくりカフェ事業

人と人を結び交流の場・出会いの場としてまちづくりに関するさまざまなテーマで話し合う「カフェ」等の開催を推進する。その際には、子育て中の保護者の社会参加の促進にも努める。

■官・高・大連携プロジェクト

町と高校、大学との連携による地域課題の解決や地域の活性化を推進する。

■新まちづくりパートナーシップ（協力・連携）推進事業

民間企業等との連携協定の締結拡大や連携を促進する窓口の設置を検討する。

■新企業版ふるさと納税³⁸推進事業

企業による自治体への寄付や自治体との関係構築を促進する企業版ふるさと納税の利用拡大を図る。

■新住民活動支援事業

人口減少の克服や地方創生、あらゆる世代にとって安全・安心な居住環境の形成に資する活動を行う住民組織やNPO等に対する支援を強化する。

■新地方創生人材獲得事業

城里町の創生を担う人材派遣の受入や職員の育成を推進する。

³⁶ 「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。

³⁷ 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成し、自発的な防災活動を行っている組織のこと。主に町内会・自治会等の規模で、地域に住んでいる住民により、設置・運営される。

³⁸ 地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除する制度。

..... (この頁は白紙です)

— 資料編 —

..... (この頁は白紙です)

1 策定の経緯

本計画は、以下に示す「城里町まち・ひと・しごと創生本部会議」「城里町まち・ひと・しごと創生有識者会議」を中心に、町民アンケート等による町民の意向の反映や、庁内のワーキンググループ会議や各課へのヒアリング・意見照会なども実施して策定を進めました。

会議の開催等にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として、書面開催などの対応も行っています。

年月日	内容
令和2年 8月28日（金）	第1回 城里町まち・ひと・しごと創生本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定方針について ・策定作業の進め方について ・町民等の意見の収集について
9月23日（水） ～10月7日（水）	町民アンケート調査（城里町後期基本計画と共通で実施） <ul style="list-style-type: none"> ・町内に居住する満18歳以上の町民2,000人を対象に、郵送配布・郵送回収により以下をたずねるアンケート調査を実施 <ol style="list-style-type: none"> 1) 城里町の暮らしやすさの評価 2) 町政に対する評価 3) これからのまちづくりにおいて重視する取組 4) 町の人口減少対策に関する内容 ※4のみ40歳未満の方限定の質問として実施
令和3年 5月26日（水）	第1回 城里町まち・ひと・しごと創生有識者会議 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定方針について ・城里町人口ビジョンの見直しの方向性（人口の将来展望の見直し）について ・城里町創生総合戦略の見直しの方向性（施策の見直し・強化を図る箇所）について
6月28日（月）	第2回 城里町まち・ひと・しごと創生有識者会議 <ul style="list-style-type: none"> ・城里町人口ビジョンの人口の将来展望について ・城里町創生総合戦略の施策内容に関する修正点について
7月12日（月）	第2回 城里町まち・ひと・しごと創生本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期城里町創生総合戦略の策定経過について ・パブリックコメントの実施について
7月13日（火） ～8月6日（金）	パブリックコメント <ul style="list-style-type: none"> ・第2次城里町総合計画後期基本計画（案）に関する意見募集 ・城里町人口ビジョン【改訂版】（案）に関する意見募集 ・第2期城里町創生総合戦略（案）に関する意見募集
8月（書面開催）	第3回 城里町まち・ひと・しごと創生有識者会議 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・第2期城里町創生総合戦略（有識者会議案）のとりまとめ
9月27日（月）	第3回 城里町まち・ひと・しごと創生本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期城里町創生総合戦略（有識者会議案）について

2 城里町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

平成27年3月30日

告示第32号

改正 平成28年3月30日告示第59号

(設置)

第1条 城里町創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び実施の推進に当たり、本町のまちづくりに関する識見を有する者及び町民の代表から意見を聴取するため、城里町まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(掌握事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 総合戦略の策定に関する調査及び審議
- (2) 総合戦略に基づく施策等の取組状況及び成果の検証
- (3) その他町の創生に関し必要なこと。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員長及び委員をもって組織し、委員は35人以内とする。

2 委員長は副町長をもって充て、委員は地域の活性化等に優れた見識を有する者の中から町長が委嘱する。

3 委員長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 有識者会議の会議は委員長が招集する。

2 委員長は、会議において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 有識者会議の庶務は、まちづくり戦略課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、有識者会議の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第59号）抄

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 城里町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員名簿

	氏名	所属	備考
1	関 誠一郎	城里町議会議長	
2	藺部 一	城里町議会総務民生常任委員会委員長	
3	三村 孝信	城里町議会教育産業常任委員会委員長	
4	廣木 和久	城里町商工会会長	
5	岡崎 一美	水戸農業協同組合常任理事	
6	阿久津 貴守	常陸農業協同組合理事	
7	砂金 祐年	常盤大学総合政策学部総合政策学科教授	
8	須藤 祐一	(株)常陽銀行石塚支店長	
9	田所 俊幸	(株)筑波銀行常北支店長	
10	櫻井 昭次	城里町区長会会長	
11	仲田 不二雄	城里町副町長	委員長

敬称略

4 城里町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

平成27年5月27日

告示第74号

改正 平成28年3月30日告示第59号

(趣旨)

第1条 急速な少子高齢化の進展に対応し、人口減少対策を推進するとともに、将来にわたって活力ある城里町を築き上げていくため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、城里町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及び城里町創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するとともに、町の創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、城里町まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び進行管理並びに検証に関すること。
- (3) その他町の創生に関し必要なこと。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には町長を、副本部長には副町長をもって充てる。
- 3 本部員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(有識者会議)

第5条 本部長は、人口ビジョン及び総合戦略の策定にあたり、各分野から幅広く意見を求めるための有識者会議を設置する。

- 2 有識者会議は、産業界、大学、金融機関等の有識者及び町民の代表者をもって構成する。

(専門部会等の設置)

第6条 本部長は、本部の所掌事項を効果的に推進するため、必要に応じて専門部会及びワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第7条 本部及び専門部会の庶務は、まちづくり戦略課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、本部、有識者会議及び専門部会等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 59 号）抄

（施行期日）

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

会計課長 兼 会計管理者

教育長

総務課長

町民課長

財務課長

税務課長

健康保険課長

長寿応援課長

福祉こども課長

農業政策課長

都市建設課長

下水道課長

会計課長

水道課長

教育委員会事務局長

農業委員会事務局長

議会事務局長

5 城里町まち・ひと・しごと創生本部委員名簿(策定時点)

	氏名	所属	備考
1	上遠野 修	町長	本部長
2	仲田 不二雄	副町長	副本部長
3	久保田 和美	会計課長 兼 会計管理者	
4	高岡 秀夫	教育長	
5	山口 成治	総務課長	
6	加藤 孝行	町民課長	
7	雨宮 忠芳	財務課長	
8	佐藤 宰	税務課長	
9	飯村 正則	健康保険課長	
10	稲川 弘美	長寿応援課長	
11	山崎 栄一	福祉こども課長	
12	増井 栄一	農業政策課長	
13	大津 好男	都市建設課長	
14	所 克実	下水道課長	
15	阿久津 恵三	水道課長	
16	園部 繁	教育委員会事務局長	
17	高瀬 浩文	農業委員会事務局長	
18	阿久津 雅志	議会事務局長	
19	小林 克成	まちづくり戦略課長	事務局

敬称略

**城里町まち・ひと・しごと創生
第2期城里町創生総合戦略**

発行 令和3年10月

編集 城里町まちづくり戦略課

〒311-4391

茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25

Tel : 029-288-3111(代)

Fax : 029-288-3113

Email : machi@town.shirosato.lg.jp

HP : <https://www.town.shirosato.lg.jp/>

**城里町まち・ひと・しごと創生
城里町人口ビジョン【改訂版】**

**令和3年10月
城里町**

..... (この頁は白紙です)

目次

1 はじめに	1
1-1 改訂の背景.....	1
1-2 計画の期間.....	1
2 城里町の人口動向	3
2-1 現状の分析.....	3
(1) 人口の推移.....	3
(2) 人口減少の特徴と今後の見通し.....	4
2-2 将来人口の推計と検証.....	5
(1) 各種人口推計の比較検証.....	6
(2) 年代別人口の比較検証.....	7
(3) 実績と人口推計が乖離する要因の分析.....	8
2-3 人口減少による影響の分析.....	15
3 人口の将来展望	17
3-1 目指すべき将来の方向.....	17
(1) 現状・課題整理.....	17
(2) 目指すべき将来の方向.....	18
3-2 人口の将来展望.....	20
(1) 条件設定.....	20
(2) 人口の将来展望.....	21

..... (この頁は白紙です)

1 はじめに

1-1 改訂の背景

「城里町人口ビジョン」は、国が示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の内容を踏まえながら、城里町における人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。

城里町では、2016年3月に、この「城里町人口ビジョン」と、人口ビジョンが示す将来展望を実現するための取組をまとめた「城里町創生総合戦略」を策定し、人口減少・少子高齢対策や地域の活力の創生に取り組んでいます。

この度、「第2期 城里町創生総合戦略」を策定するにあたって、最新の人口動向を反映した新しい人口の将来展望を示す必要があることから、「城里町人口ビジョン」の改訂を行います。

1-2 計画の期間

出生や移動の傾向といった人口動態の変化は長期間にわたってゆるやかに進行するものであることから、人口ビジョンの対象期間は数十年先を見据えて設定することが基本となります。

2016年3月に策定した「城里町人口ビジョン」では、国の人口の将来展望である「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が目途として設定する2060年を最終年と定めていますが、改訂版においてもこの考え方を継承し、2060年を計画の最終年と定めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・（この頁は白紙です）・・・・・・・・・・・・・・・・

2 城里町の人口動向

2-1 現状の分析

(1) 人口の推移

城里町の人口は、終戦直後の約2.8万人が最も多くなっています。その後の変化は、以下に示す3つの時期に分けて整理することができ、現在は300人/年のペースで人口減少が続いている状況です。

① 戦後（人口のピーク）～高度経済成長期

◇ 年少人口（0～14歳）の減少が著しく、これにあわせて総人口が大きく減少。

② 1970年代～2000年（第2のピーク）

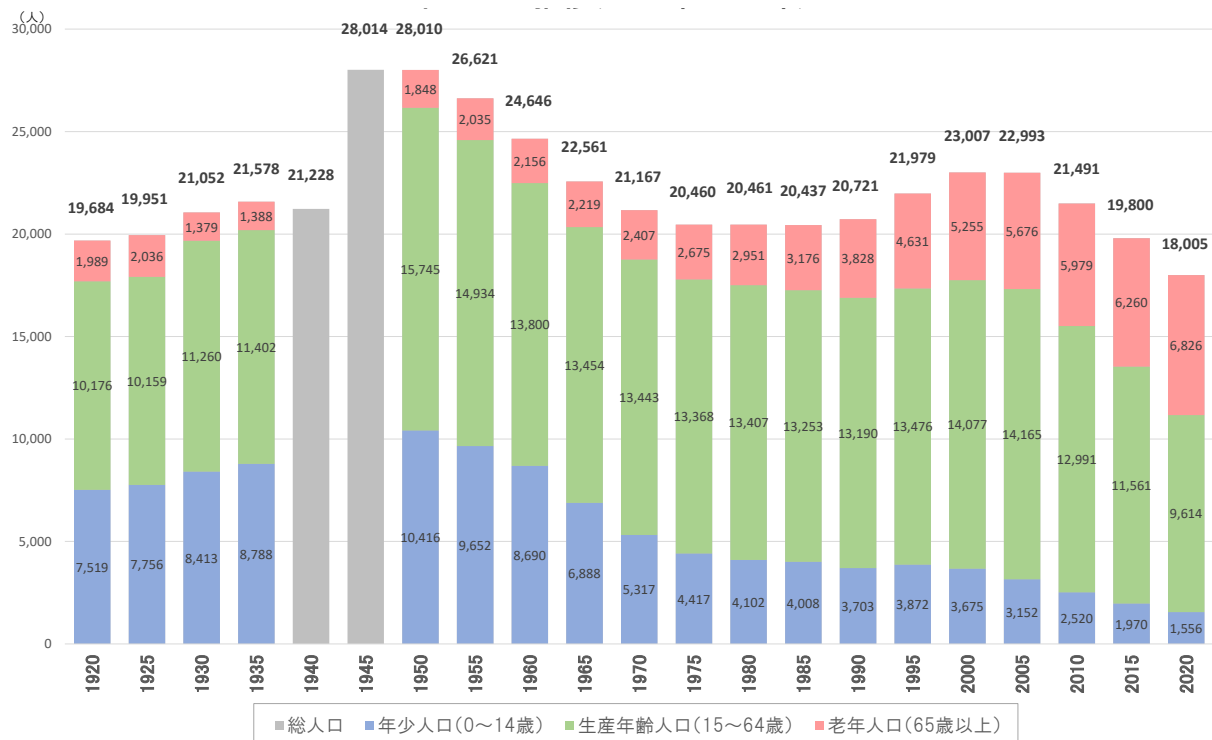
◇ 年少人口（0～14歳）及び総人口の減少が徐々に鈍化。

◇ 1985年からは生産年齢人口（15～64歳）と老年人口（65歳以上）の増加にあわせて総人口が増加に転じ、2000年には1960年代と同程度まで回復。

③ 2000年～現在

◇ 老年人口（65歳以上）は増加傾向にあるものの、長らく一定規模を維持していた生産年齢人口（15～64歳）の減少が始まったのにあわせて総人口が再び減少。

■ 城里町の総人口の推移



出典：国勢調査、2020年のみ茨城県常住人口調査（2020年10月1日時点）

（２）人口減少の特徴と今後の見通し

現在の城里町の人口減少は、拡大が続く自然減少（死亡数が出生数を上回るための減少）と、2005年から始まった社会減少（人口移動による減少）の双方があわさったものとなっています。社会減少が概ね一定の減少幅で推移する一方、自然減少は老年人口（65歳以上）の増加にあわせて今後も一定期間は増加することが見込まれるため、城里町の人口減少は今後も継続・拡大することが予想されます。

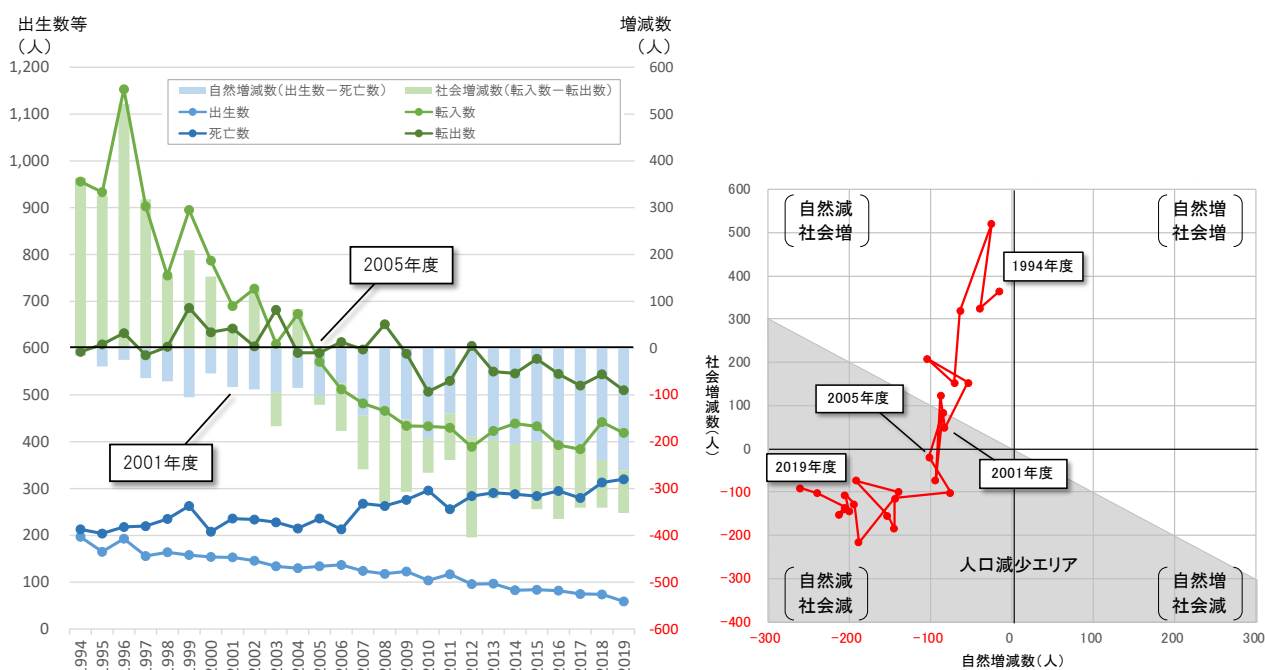
① 自然増減¹の影響

- ◇ 長らく死亡数が出生数を上回る自然減少の状態が続いている。
- ◇ 出生数の減少と死亡数の増加により自然減少は拡大を続けており、社会減少の減少幅を上回っている。
- ◇ 老年人口（65歳以上）の増加にあわせて今後も一定期間は死亡数の増加が続くことは確実にあり、自然減少はさらに拡大することが見込まれる。

② 社会増減²の影響

- ◇ 1996年以降転入数の減少が続き、2005年に転出数が転入数を上回る社会減少に転じたのにあわせて、町の人口も減少に転じている。
- ◇ 2005年以降しばらく社会減少が拡大していたが、現在は概ね一定の減少幅で推移している。

■ 自然増減・社会増減等の推移（左：経年変化グラフ、右：散布図）



出典：厚生労働省「人口動態調査」、総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」

1 出生数と死亡数の差による人口の変動をいう。また、出生数が死亡数を上回る状態を自然増加、死亡数が出生数を上回る状態を自然減少という。

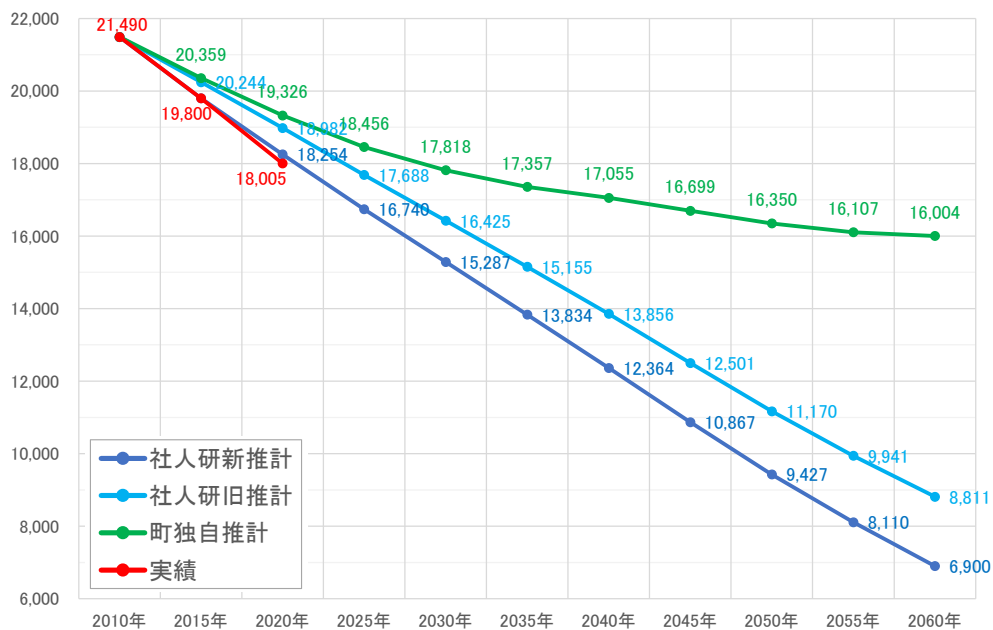
2 町外からの流入数から町外への流出数の差による人口の変動をいう。また、転入数が転出数を上回る状態（転入超過）を社会増加、転出数が転入数を上回る状態（転出超過）を社会減少という。

2-2 将来人口の推計と検証

ここでは、2016年3月に策定した人口ビジョンにおける将来の人口展望（以下、「町独自推計」）と、この人口展望を推計する際に参照した国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（以下、「社人研旧推計」）、その後公表された新しい「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（以下、「社人研新推計」）、さらに最新の実績データを比較することで、当初の見込みの妥当性や、この間の人口動向の変化を確認します。

推計名称	概要
町独自推計	○2016年3月に策定した将来の人口展望 ○出生や死亡、人口移動が一定の傾向が続くと仮定した（“このまま行けばこうなる”を示す）「社人研旧推計」や「社人研新推計」に対して、以下のような町の施策（人口減少抑制策）を反映して算出したもの ▶ 出生を回復し自然減少を抑制する（2040年に合計特殊出生率 ³ 2.07を実現） ▶ 転入促進と転出抑制により社会増加に転換する（2040年に各年代10%の転入増、20代60%、30代40%、40代50%、50、60代10%の転出減を実現）
社人研旧推計	○国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」 ○「町独自推計」を行う際に参照した2010年国勢調査に基づく人口推計
社人研新推計	○国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」 ○「町独自推計」の算出後に公表された2015年国勢調査に基づく人口推計

■ 各種人口推計の比較



出典：「町独自推計」以外の推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」実績データは、国勢調査、茨城県常住人口調査（2020年のみ）

³ ある年次の15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

（１）各種人口推計の比較検証

「町独自推計」「社人研旧推計」と、その後に公開された人口の実績データや「社人研新推計」を比較すると、当初の想定を上回る人口減少が進行しており、「町独自推計」の実現が危ぶまれる状況であることが分かります。

① 「社人研新推計」の結果の確認

「社人研新推計」によれば、現在の傾向が続くと城里町の人口は大きく減少することが想定されます。

◇ 2045年に約11,000人（2010年の総人口の約1/2）。

◇ 2060年に約6,900人（2010年の総人口の約1/3）。

② 「社人研新推計」と「社人研旧推計」及び実績データの比較

「社人研新推計」は、「社人研旧推計」を下方修正し、城里町の人口減少がさらに進行することを予測する内容となっています。

◇ 「社人研新推計」のベースとなる2015年国勢調査の人口（実績）は、2010年国勢調査に基づく「社人研旧推計」の2015年の推計値を下回っている。

◇ それぞれの算定条件を確認すると、ほとんどの年代で純移動率⁴が低下し（社会減少の拡大）、出生数に係る子ども女性比も僅かに低下（自然減少の拡大）している。

③ 「町独自推計」と「社人研新推計」及び実績データの比較

「町独自推計」と最新の実績データやこれに基づく「社人研新推計」との乖離が大きくなっています。

◇ 「町独自推計」では、2040年に向けて町の施策の成果が徐々に現れて人口減少が緩やかになることを想定しているが、実際の人口（実績）はまだ上向きの兆候が見られず、2020年に1千人強の乖離が発生している。

◇ 「社人研新推計」との間には、2060年に9千人強という大きな乖離が発生している。

⁴ ある年の男女・年齢別人口が5年後にどのくらい移動しているかを示すもの。t年の男女・年齢5歳階級別（x～x+4歳）の人口に関するt→t+5年の5年間の純移動数（転入超過数）を、t年の男女・年齢5歳階級別（x～x+4歳）の人口で割って算出する。

(2) 年代別人口の比較検証

2020年の実績データと3つの人口推計を、年齢5歳階級別に比較することで、どの年代でどのような差が発生しているかを以下のとおり確認することができます。

① 10歳未満

出生率の上昇等を見込んで「社人研旧推計」を大きく上回る高い目標を設定した「町独自推計」は、実績や他の推計との間に大きな乖離が見られます。

◇ 10歳未満：「町独自推計」≫「社人研旧推計」>実績・「社人研新推計」。

② 20～40代・80代後半～

「町独自推計」「社人研旧推計」と、「社人研新推計」や実績との間に乖離が発生しており、推計の前提となる人口移動の傾向が変化している様子が確認できます。

◇ 20代：「町独自推計」・「社人研旧推計」≫「社人研新推計」≫（または・）実績。

◇ 30～40代：「町独自推計」・「社人研旧推計」>「社人研新推計」>実績。

◇ 85歳以上：「町独自推計」・「社人研旧推計」>「社人研新推計」・実績。

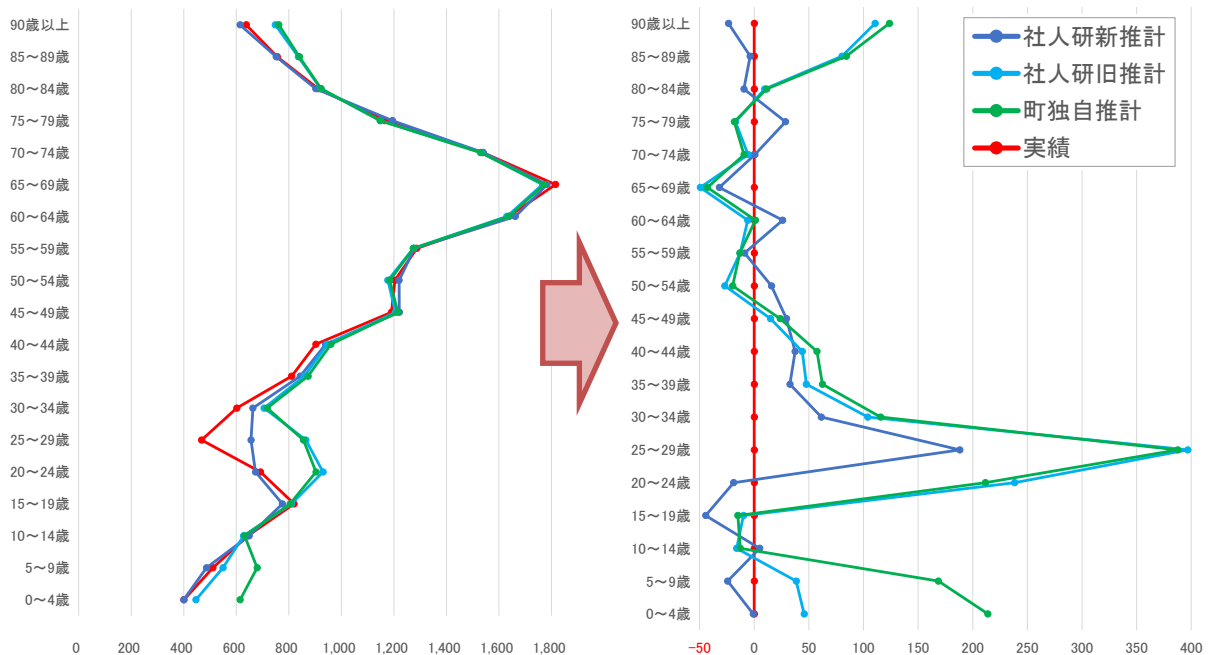
③ 10代・50代～80代前半

一方、以下の年代では、人口減少対策を見込んだ「町独自推計」等よりも実績の方が上回るという明るい兆しも見られます。

◇ 10代：実績>「町独自推計」・「社人研旧推計」・（または>）「社人研新推計」。

◇ 50～70代：実績・「社人研新推計」>「町独自推計」・「社人研旧推計」。

■ 年代別の比較（左：推計値（実数）の比較、右：実績との差分の比較）



出典：「町独自推計」以外の推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 実勢データは、国勢調査、茨城県常住人口調査（2020年のみ）

（3）実績と人口推計が乖離する要因の分析

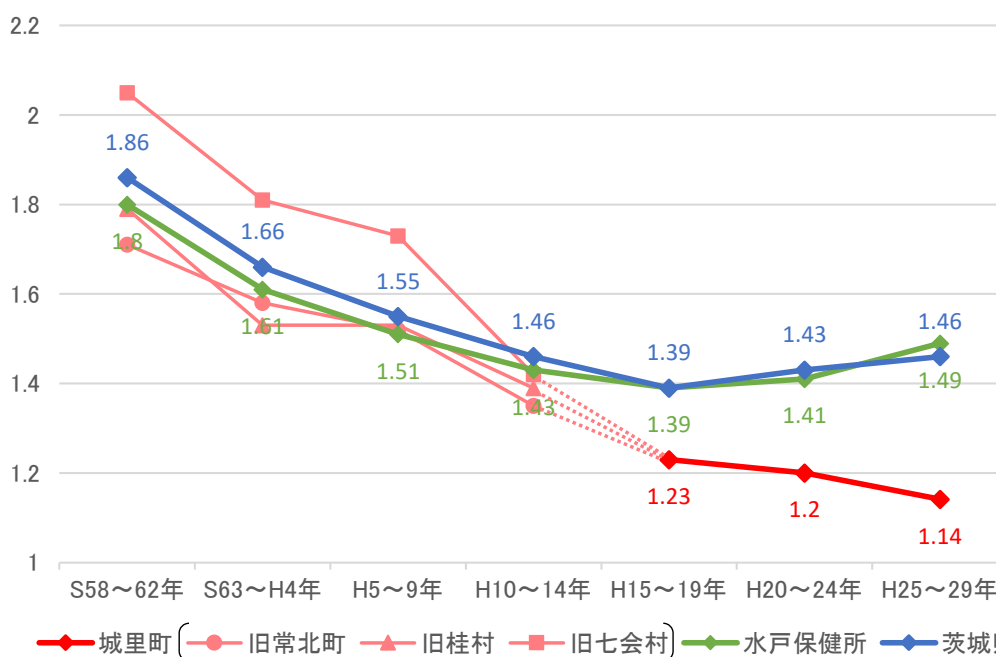
前項までの比較から、「町独自推計」が実績データ等と乖離する要因を「①出生率の低下」「②20代前後（進学・就職年代）の流出」「③30～40代（ファミリー年代）の流入の鈍化」の3点に整理し、以下にそれぞれの現状と今後の見通しを示します。

① 出生率の低下

「町独自推計」は「2040年までに合計特殊出生率を2.07まで回復」することを前提としていますが、近年、城里町の合計特殊出生率は減少を続けており、10歳未満の人口の下振れの最大の要因となっています。

- ◇ 近年、城里町の合計特殊出生率は減少を続けており平成25～29年は1.14となっている。
- ◇ 一方、茨城県、水戸保健所管内では、平成15～19年を境に合計特殊出生率が増加に転じ、平成25～29年には1.5弱まで回復しており、今後もこの傾向が続くことが予想される。

■ 合計特殊出生率の推移



※水戸保健所は、水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町を管轄していた保健所。令和2年度に水戸市保健所が設置されたため、現在、水戸市を除く5市町は「中央保健所」の管轄となっている。

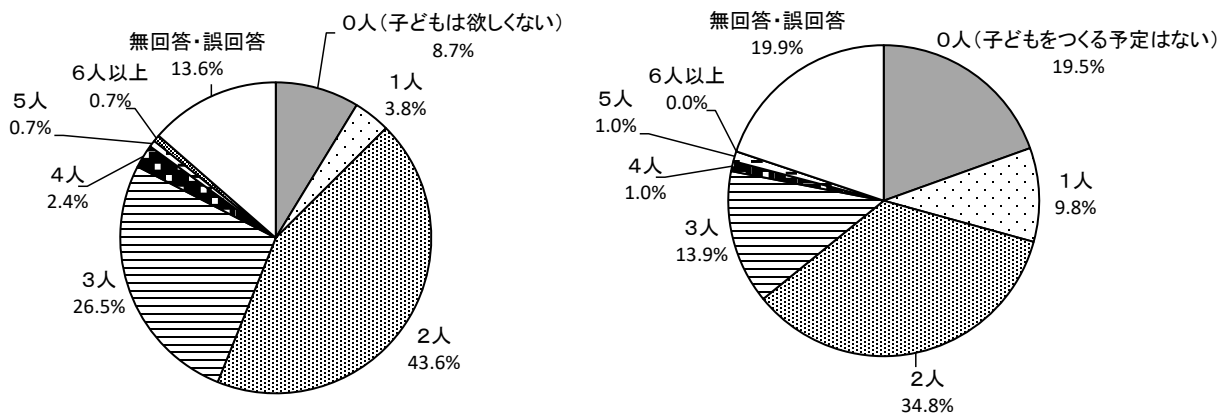
出典：人口動態統計特殊報告・人口動態保健所・市区町村別統計

【参考】今後の出生率の見通し

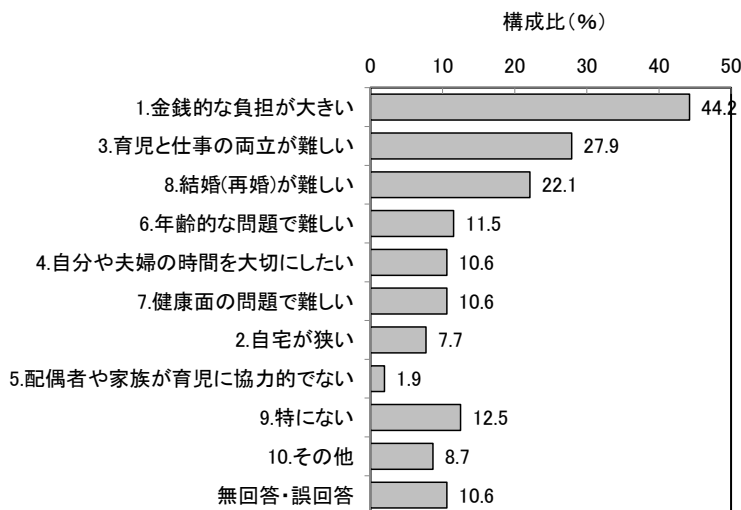
2020年9月に実施した町民アンケートの結果を見ると、「理想の子どもの人数」の実現には課題が多いものの、「予定の子どもの人数」は平均 1.63 人となっていることから、現状の極めて低い出生率から近隣市町と同程度の約 1.6 まで回復することは可能だと考えられます。

- ◇ 「理想の子どもの人数」は平均 2.21 人、「予定の子どもの人数」は平均 1.63 人となっている。
- ◇ 「理想の人数と予定の人数が異なる理由」は、「金銭的な負担が大きい」「育児と仕事の両立が難しい」など行政サービスだけで全てを解決するのは難しい選択肢が多くを回答を集めている。

■ 町民の理想の子どもの人数（左）、同予定の子どもの人数（右）



■ 理想の人数と予定の人数が異なる理由



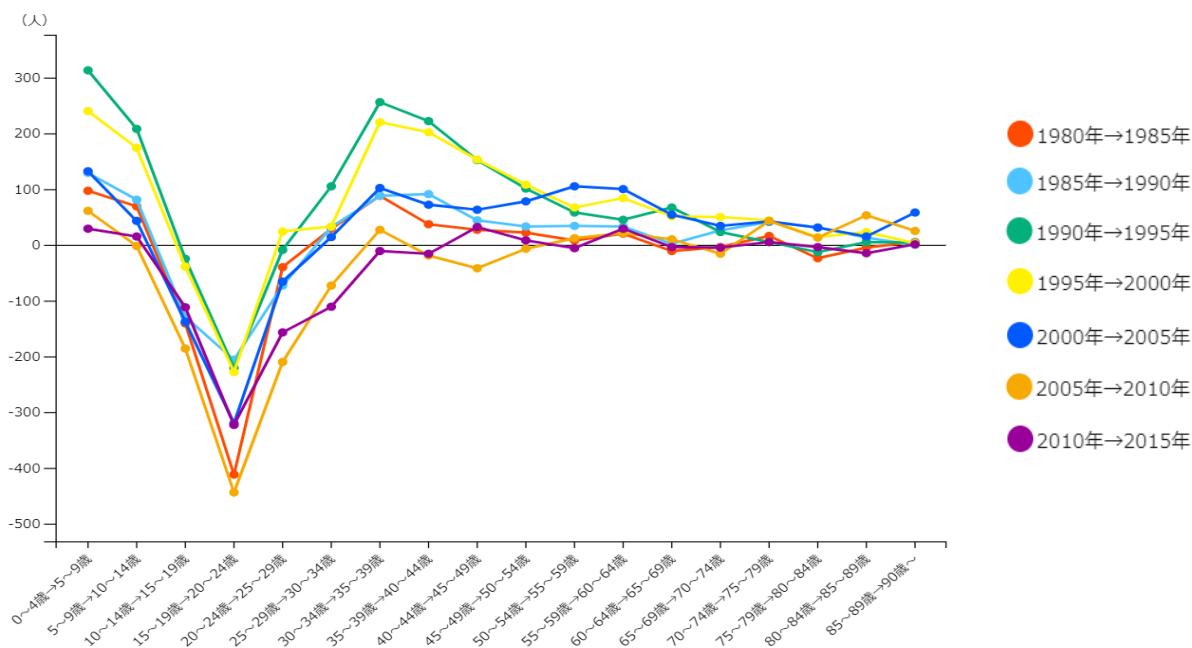
出典：「第2次城里町総合計画 後期基本計画策定のためのアンケート調査」（上下共通）

② 20代前後（進学・就職年代）の流出

町内に大学等の高等教育機関がなく、町外に通勤する人も多い城里町では、大学等への進学や就職で町を離れる20代前後の転出超過（社会減少）が過去から一貫した傾向となっています。「町独自推計」は「2040年までに20代未満は40%、20代は60%の転出抑制」を目指していますが、この年代の転出超過（社会減少）傾向は改善しておらず、「町独自推計」と「社人研新推計」や実績との間に大きな乖離が発生する要因となっています。

- ◇ 「10～14歳→15～19歳」「15～19歳→20～24歳」「20～24歳→25～29歳」の年代で大きな転出超過（社会減少）となる状況が一貫して続いている。
- ◇ 町の人口が増加していた「1985年→1990年」「1990年→1995年」「1995年→2000年」には、この転出超過（社会減少）数が一時的に減少していたが、「2000年→2005年」以降は再び増加する傾向が見られる。

■ 各年の年齢階級別社会増減



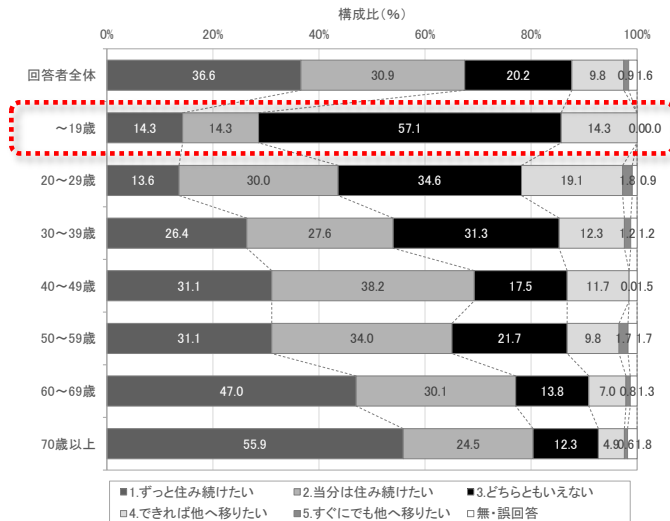
出典：総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」（resasより）

【参考】今後の20代前後（進学・就職年代）の流出の見通し

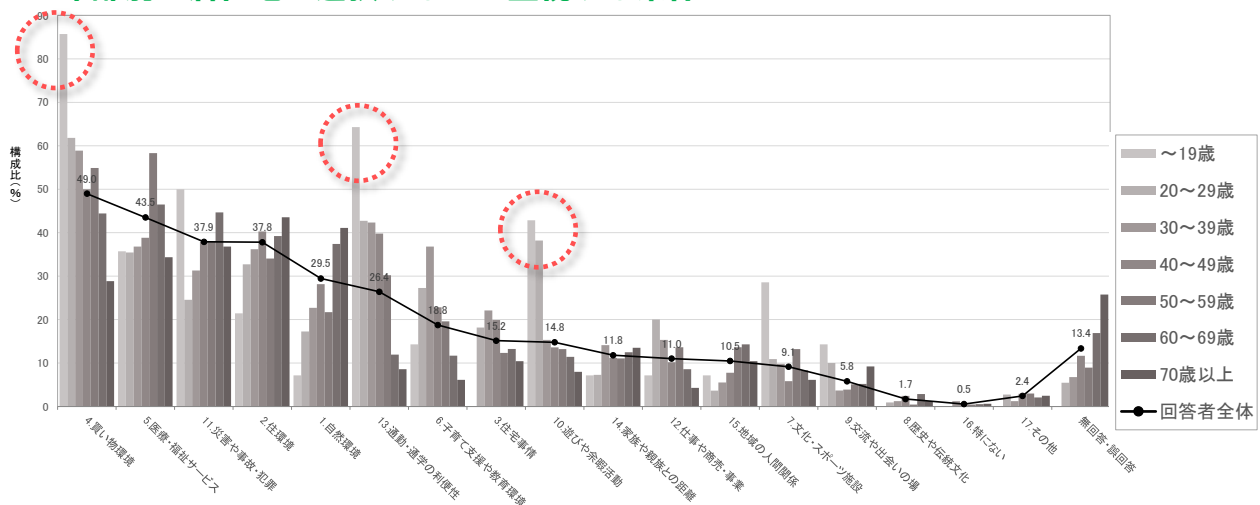
20代前後の転出超過（社会減少）は過去から一貫した傾向となっていますが、転出の直接の要因と考えられる進学や就職（「通勤や通学の利便性」）だけでなく、買い物や遊びといった面でもこの年代のニーズと町の環境には齟齬があることが明らかになっており、この傾向は今後も続くことが予想されます。

- ◇ 町民アンケートでは、特に10代は他の年代と比べて「ずっと住みたい」「当分は住みたい」と考える人の割合が低くなっている。
- ◇ この年代は、居住地選択の条件として「買い物環境」や「通勤・通学の利便性」「遊びや余暇活動」を重視する傾向にあるが、これらは町の“暮らしにくい点”としてあげられる項目である。

■ 年齢別の居住継続意向



■ 年齢別の居住地を選択する上で重視する条件



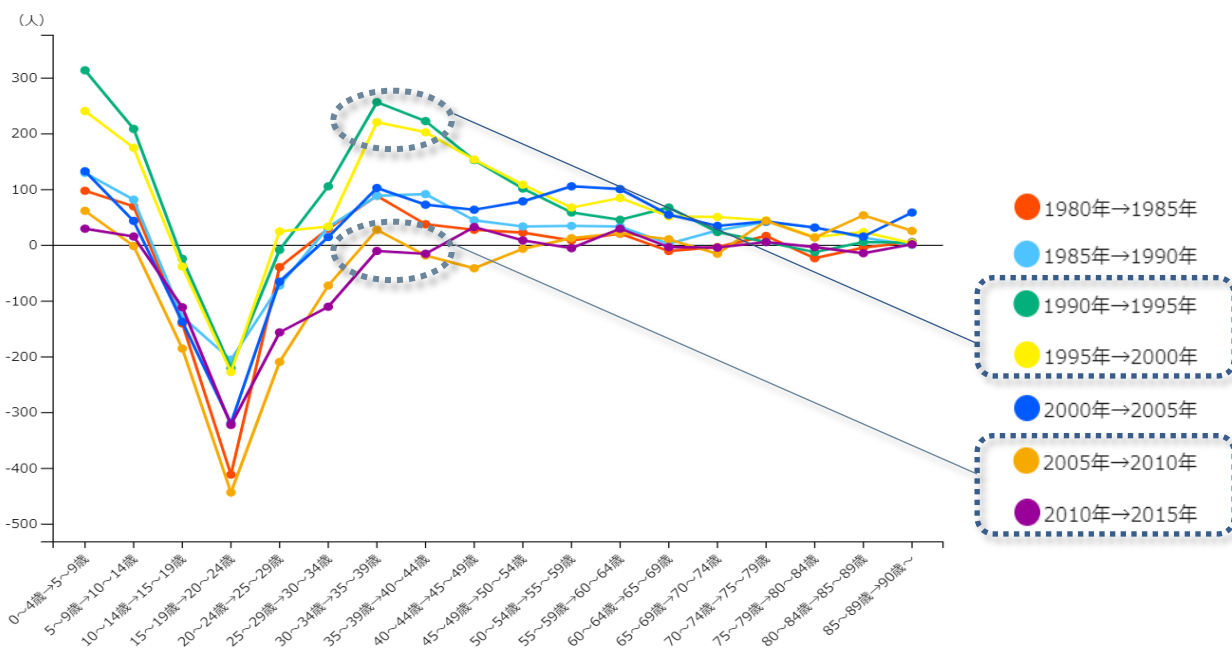
出典：「第2次城里町総合計画 後期基本計画策定のためのアンケート調査」（上下共通）

③ 30～40代（ファミリー年代）の流入の鈍化

城里町では、20代前後で町を離れる若者が多い一方（②参照）、30～40代では大きな転入超過（社会増加）となる時期が存在していましたが、現在はこのような人の流れが見られなくなっています。「町独自推計」は「2040年までに30代は40%、40代は50%の転出抑制」を目指していますが、近年見られるような人の流れの変化は、こうした推計の前提条件と逆行するものであり、「町独自推計」と実績等との間に乖離が発生する要因となっています。

- ◇ 「25～29歳→30～34歳」「30～34歳→35～39歳」「35～39歳→40～44歳」「40～44歳→45～49歳」では大きな転入超過（社会増加）が山型を描く傾向が見られる。
- ◇ これにあわせて、上記年代の子どもにあたる「0～4歳→5～9歳」「5～9歳→10～14歳」も転入超過（社会増加）となっている。
- ◇ しかし、「1995年→2000年」以降は、「2000年→2005年」「2005年→2010年」「2010年→2015年」と転入超過（社会増加）の山が小さくなってきている。

■ 各年の年齢階級別社会増減



出典：総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」（resas掲載図に加筆）

【参考】今後の30～40代（ファミリー年代）の流入の見通し①

人口の動向を踏まえた今後の見通し

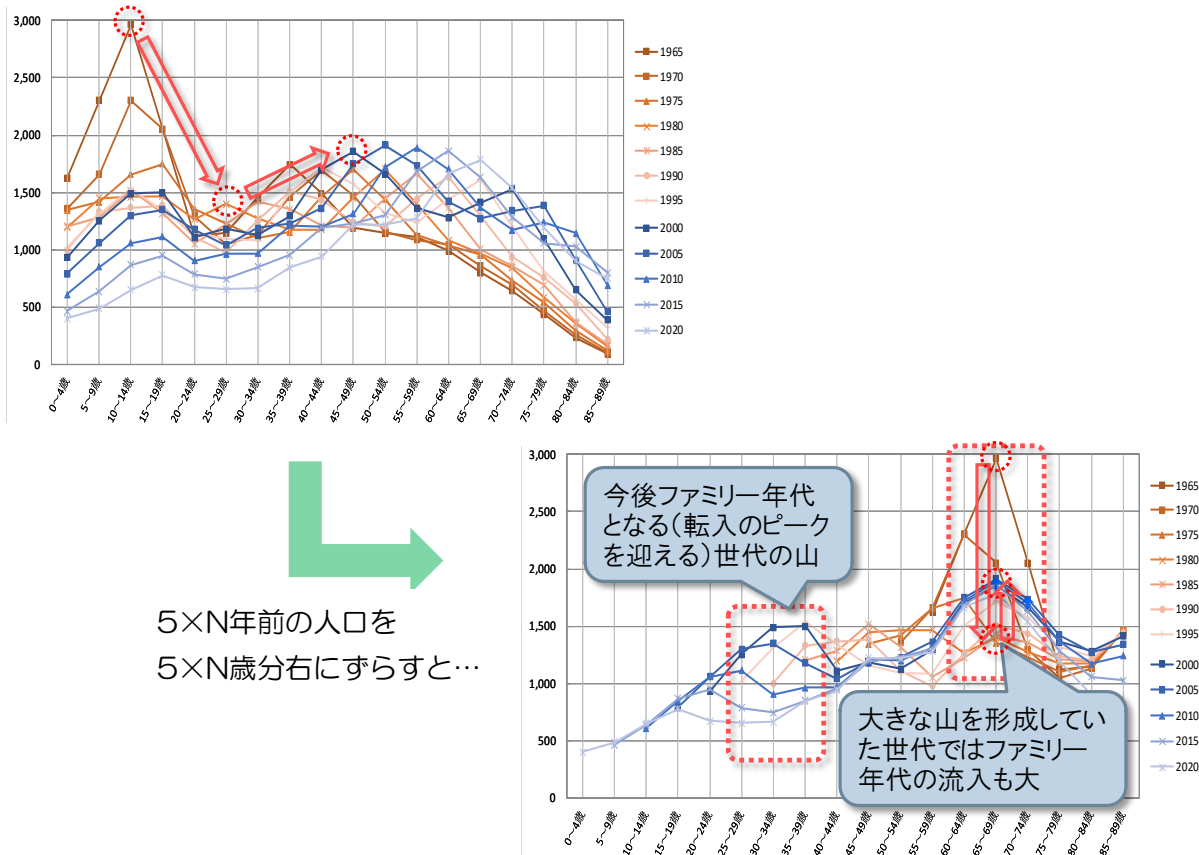
30～40代の転入超過（社会増加）が特に多いのは、もともと人口が多く20代前後（就学・就職年代）に大きな人口減少を経験した世代であり、近年30～40代の転入超過（社会増加）が少なくなっているのは、必ずしも転入意欲が低下したためではないことが分かります。

今後は、上記の世代に次ぐ人口の山を形成していた世代がちょうど30～40代を迎えようとしていることから、この世代のUターン⁵等のニーズを捉えることで、30～40代で大きな転入超過（社会増加）を実現することが期待できます。

- ◇ 30～40代（ファミリー年代）における人口増加が近年で最も多かったのは、1965年に10～14歳で約3千人という大きな山を形成していた世代である。
- ◇ この世代の人口は、20代前後（進学・就職年代）に1.4千人弱まで減少した後、30～40代の人口増加を経た2000年（45～49歳）には1.9千人弱まで回復している。
- ◇ これ以降の世代では、10～14歳の人口、20代前後の減少数がともに少なく、30～40代の人口増加（回復）も少ない。

■ 年齢階級別人口の変化

（左上：各年のN～N+4歳人口の変化、右下：2020年にN～N+4歳となる世代の人口の変化）



出典：国勢調査、茨城県常住人口調査（2020年のみ）（上下共通）

⁵ 大都市圏の居住者が地方に移住する動きのうち、出身地に戻る形態を指す。

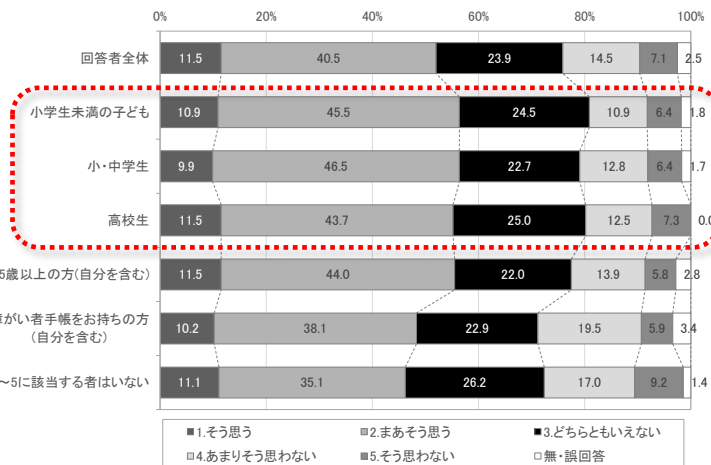
【参考】今後の30～40代（ファミリー年代）の流入の見通し②

町の取組との関連

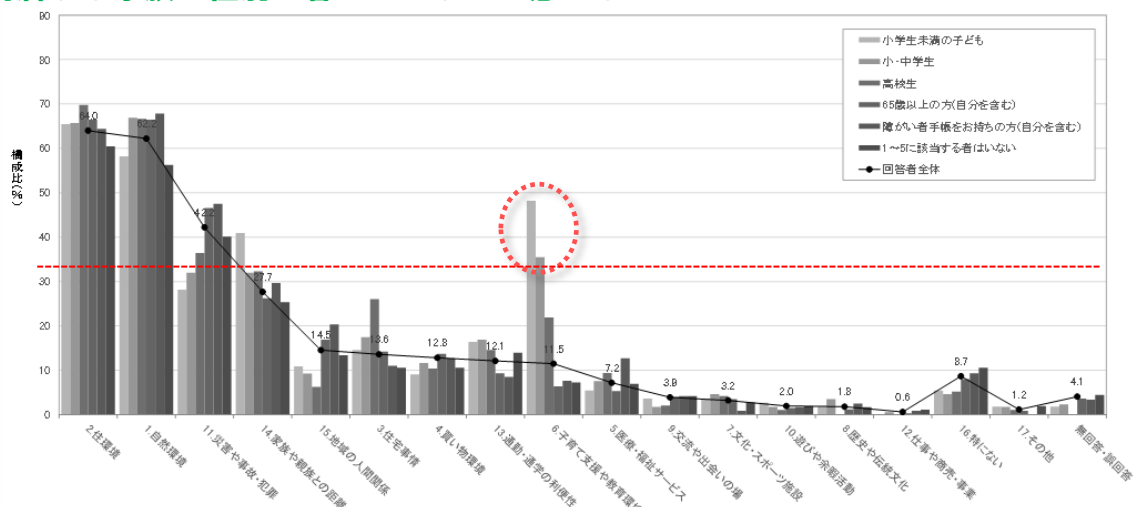
町民アンケートの結果を見ると、子育て環境を含めた町の住みやすさの評価が高くなっています。また7頁で確認したとおり、実際に10代の子ども人口は各種推計よりも上振れ（増加）していることから、“子育て世帯が暮らしやすいまち”として“ファミリー年代が子連れでU・Jターン⁶をする”という人の流れを生み出すことは有効な戦略であると考えられます。

- ◇ 子どものいる人は、それ以外の方に比べて住みやすさの評価が高くなっている。
- ◇ 特に「小学生未満子ども」や「小・中学生」がいると答えた人の中では、全年代で評価が高く町の強みとなっている「住環境」や「自然環境」の項目に次いで、「子育て支援や教育環境」を暮らしやすい点としてあげる割合が高い。

■ 同居する家族の種別の住みやすさの評価



■ 同居する家族の種別の暮らしやすいと感じるところ



⁶ 大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。このうち「Uターン」は出身地に戻る形態、「Iターン」は出身地以外の地方へ移住する形態、「Jターン」は出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

2-3 人口減少による影響の分析

前項までに確認したような総人口の減少及び少子高齢化等の進行がこのまま続いた場合、地域経済や町財政に以下のような影響が生じることが懸念されます。

① 総人口及び人口構成の変化

町の活力の源である人口が大きく減少することが予想されます。

- ◇ 総人口が2045年には2010年の約1/2、2060年には同約1/3まで減少する。
- ◇ 少子高齢化の進行、さらに生産年齢人口（15～64歳）の減少が進行し、生産年齢人口（15～64歳）と老年人口（65歳以上）の比率が逆転する。

② 地域経済への影響

生産年齢人口（15～64歳）が大きく減少することで各産業の担い手不足等が懸念されます。

- ◇ 町内で就業者が最も多い卸売業・小売業では、人口の減少による売上げの減少や、これによる店舗の撤退、町内の働く場の減少等の事態も懸念される。
- ◇ 高齢化が進む中で需要が高まっている医療・福祉分野の担い手の確保が困難となる。
- ◇ 農林業など就業者の高齢化が進む分野では産業存続の危機となる。

③ 町財政への影響

生産年齢人口（15～64歳）の減少による町民税収入の減少、さらに人口減少による地方交付税の減額や、地価の下落にともなう固定資産税収入の減少が発生すると、必要な行政サービスを維持するための財源の確保が困難となります。

- ◇ 近年増加が著しい老人福祉費を含む民生費は、生産年齢人口（15～64歳）が大きく減少するのに反して、少なくとも2025年までは増加、その後も横ばいとなることが予想される。
- ◇ 城里町の公共施設等は1980年代前後に整備されたものが多く、これから大規模改修等が必要になるほか、2040年頃には建設後60年を迎え建替え等が必要となることも予想される。

・・・・・・・・・・・・・・・・（この頁は白紙です）・・・・・・・・・・・・・・・・

3 人口の将来展望

3-1 目指すべき将来の方向

(1) 現状・課題整理

第2章では、城里町の人口動向を過去・現在・未来にわたって確認し、急激な人口減少や少子高齢化等が進行しつつあること、また、この傾向は当初の想定からさらに加速していることを確認しました。

このような現状に対して、町の人口減少等のスピードをできるだけ抑制しながら、人口減少下においても持続性が高く活力のあるまちを実現することが今後のまちづくりの課題です。

① 人口減少等のスピードの抑制

人口減少が当初の想定以上のスピードで進んでいるのは、「①出生率の低下」「②20代前後（進学・就職年代）の流出」「③30～40代（ファミリー年代）の流入の鈍化」という3つの要因があります。このうち20代前後（進学・就職年代）の流出は、過去一貫して継続する傾向であり、これを劇的に改善することは困難が予想されることから、30～40代への働きかけを強化し、「進学・就職をきっかけに流出した人口をその後回復する」というかつての人の流れを取り戻すことが重要です。

- ☆ 「30～40代が子連れでU・Iターンをする」という人の流れを生み出すため、“子育て世帯が暮らしやすいまち”としてこの年代のU・Iターンのニーズを捉えた施策を展開する。
- ☆ 若者の「これから子どもを産み育てたい」という希望を叶える環境づくりもあわせて検討する。

② 人口減少等に起因する悪循環の回避

人口減少等が進むと、地域経済や町財政が悪化し町の環境の悪化や公共サービスなどの低下が発生することで、さらなる人口減少等につながる懸念されます。このような悪循環を回避するためには、一定の人口減少や少子高齢化の進行といった予想される状況に対して予め対策を講じ、人口減少等に負けないまちづくりを進めることが重要です。

- ☆ 人口減少等の変化に備えて、今後の人口規模にあわせたまちづくりを計画的に進める。
- ☆ 今後ますます増加することが予想される高齢者をはじめ、あらゆる年代の町民が住みやすい、住み続けたいと思えるまちづくりを進める。

（２）目指すべき将来の方向（人口の将来展望を実現するための取組）

前項で整理したとおり、町の人口減少等のスピードをできるだけ抑制しながら、人口減少下においても持続性が高く活力のあるまちを実現するために、今後取り組むべき内容を以下の４点にまとめます。

① 出生率を周辺市町と同水準まで回復させる

若者の「これから子どもを産み育てたい」という希望を叶え、周辺市町と比較して大きく落ち込んでいる出生率の向上を図ります。

- ◇ 若者が住む・集まる場所を確保することで、「結婚（再婚）が難しい」という人に対する支援を図る。
- ◇ 金銭面の負担の軽減等を図ることで、子どもが小さいうちに“もう１人”と思えるような環境を整備する。

② 安心して住み続けられるまちづくりを進める

生活に必要なサービスが過不足なく確保され、あらゆる年代の町民がいつまでも安心して住み続けられるまちの実現を目指します。

- ◇ 生活環境の改善：買い物や医療・福祉サービスの利便性の維持・向上。
- ◇ 働く場の確保：産業の活性化等による雇用の改善。
- ◇ その他、健康寿命⁷の延伸や公共施設の適正管理 など。

③ 特にこれから移住・定住を検討する若い世代への働きかけを強化する

あらゆる年代が安心して住み続けられるまちを目指しながら、特に30～40代（ファミリー年代）を中心に、移住・定住の促進や移住・定住につながるような交流、関係人口⁸の創出・拡大を図ります。

＜移住・定住の促進＞

- ◇ 子育て支援の継続・拡充（保育料・医療費の補助、保育の定員確保、小児医療の確保等）。
- ◇ 若い夫婦や子育て世帯向けの住宅の確保や住宅取得支援の維持・拡充。
- ◇ 子ども（と大人）の遊び場や教育環境の充実 など。

＜関係人口の創出・拡大＞

- ◇ アウトドア・アクティビティ等の充実（魅力的な体験・交流プログラムの創出）。
- ◇ 転入者（U・Iターン）予備軍との関係構築 など。

④ 上記を実現するために町に関わる団体・個人との連携・協働を推進する

上記のような多様な施策の企画検討や実行を多様な主体と連携して取り組み、城里町に関わるあらゆる人が活躍できる場の確保やまちづくりを担う人材の育成を図ります。

- ◇ 地域・民間の取組の支援（やりたい活動、地域の特徴を活かした魅力の創造を応援）。
- ◇ 連携・協働のための体制構築（窓口の整備、情報発信等） など。

⁷ 平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた日常生活に制限のない期間をいう。

⁸ ある地域に移住した人々を「定住人口」、観光に来た人々を「交流人口」というのに対して、移住はしていないが一過性の観光とは異なり、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。

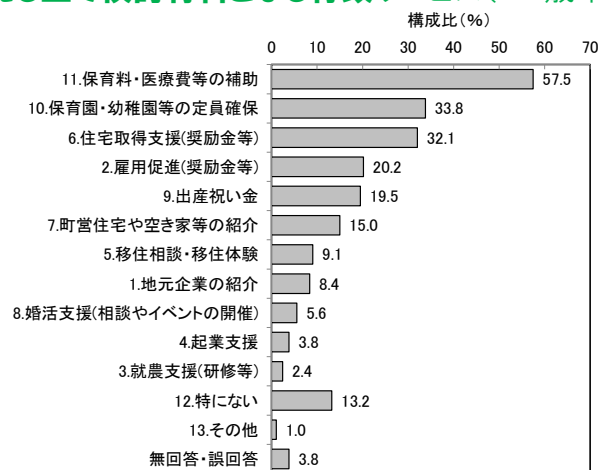
【参考】30～40代（ファミリー年代）への働きかけのポイント

町民アンケートでは、「移住・定住を考える上で検討材料となるサービス」として子育て支援に関連する選択肢が多く、一方、「移住・定住を意識するタイミング」は「結婚」「就職」といった子育てとは少し時間差のある選択肢が多く選ばれています。

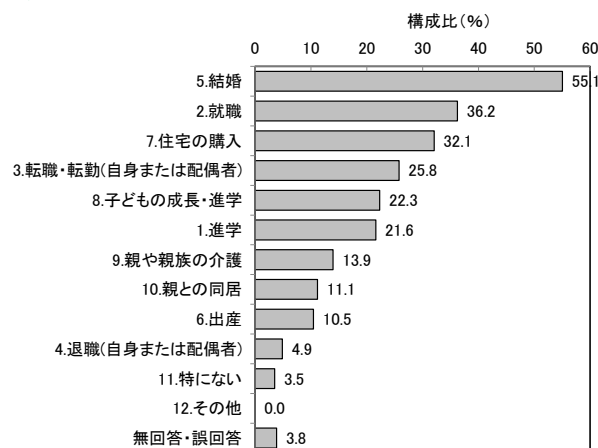
このことから、子育て支援等を意識する年代に対して町の強みの1つである“子育てがしやすいまち”（14頁参照）をPRするだけでなく、もう少し早い段階から町内外に住む若者に働きかけを行い、本格的に移住・定住先を考える際に城里町が候補の1つになっているような関係を構築することが重要だと考えられます。

- ◇ 「移住・定住を考える上で検討材料となるサービス」の上位3項目は、「保育料・医療費等の補助」「保育園・幼稚園等の定員確保」「住宅取得支援（奨励金等）」となっており、子育て支援関連が重視される傾向が見られる。
- ◇ 「移住・定住を意識するタイミング」については、「出産」や「子どもの成長・進学」よりも前の「結婚」「就職」という回答が多くなっている。

■ 移住・定住を考える上で検討材料となる行政サービス(40歳未満の回答者への限定質問)



■ 移住・定住を意識するタイミング(40歳未満の回答者への限定質問)



出典：「第2次城里町総合計画 後期基本計画策定のためのアンケート調査」（上下共通）

3-2 人口の将来展望

(1) 条件設定

ここまでの分析や、前項に掲げた方向性のもと実効性のある施策を展開することを前提に、人口推計の条件を以下のとおり見直します。

① 合計特殊出生率の設定の考え方（自然増減の考え方）

2040年に人口置換水準⁹2.07の達成という想定に反して低下が続く町の状況や、県下及び全国的な傾向も考慮し、合計特殊出生率については以下のとおり設定します。

- ◇ 2040年に県や周辺市町と同レベル（1.47）を達成。
- ◇ その後も一定の割合での増加を目指す。

② 純移動率の設定の考え方（社会増減の考え方）

20代前後（進学・就職年代）で極端な転出抑制を想定する方針を見直し、30～40代（ファミリー年代）の転入促進で回復を図ることを基本に、その他の年代については転出抑制及び転入促進を一律の数値で設定する（一律の住みやすさ向上を図る）こととします。

- ◇ 人口の山を形成する年代が30～40代を経過する2030年までに、同年代の純移動率を1990年代の最盛期まで回復（その後もこの水準を維持する）。
- ◇ これにあわせて子世代の流入増加も目指す。
- ◇ その他の年代は転出2割減・転入1割増。

⁹ 将来的に、現在の人口を増減なく維持するのに必要な合計特殊出生率の水準。2018年現在、日本の人口置換水準は2.07。

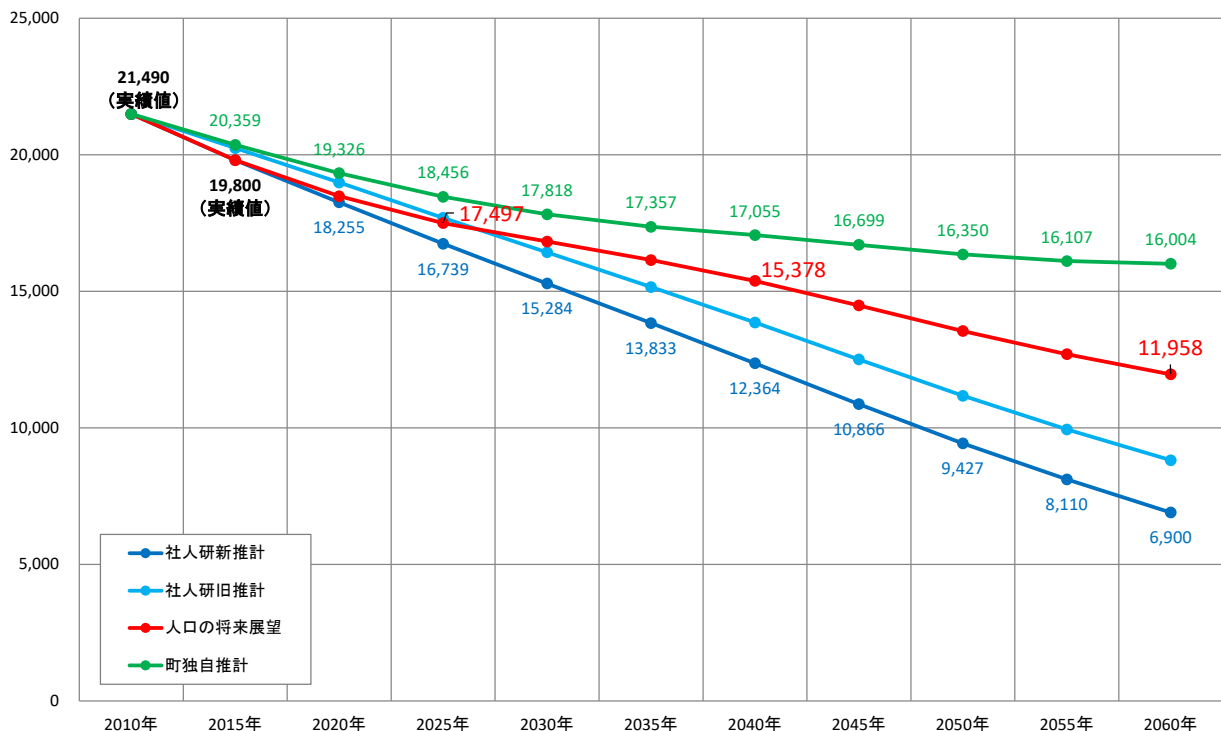
(2) 人口の将来展望

前項で設定した推計条件に基づいて人口推計を行うと下図の「新しい将来展望」のとおりとなります。

2016年3月に策定した人口の将来展望（「町独自推計」）は、若い世代の流出抑制を中心とする施策を前提とした推計となっていました。その後の人口動向と乖離が見られることから、改訂版の人口ビジョンでは、ファミリー年代の転入促進等のより実現性の高い戦略を柱とする以下の推計を人口の将来展望として設定します。

目標年	総人口
2040年 (中間)	約15,500人 (改訂前 約17,000人)
2060年 (最終)	約12,000人 (改訂前 約16,000人)

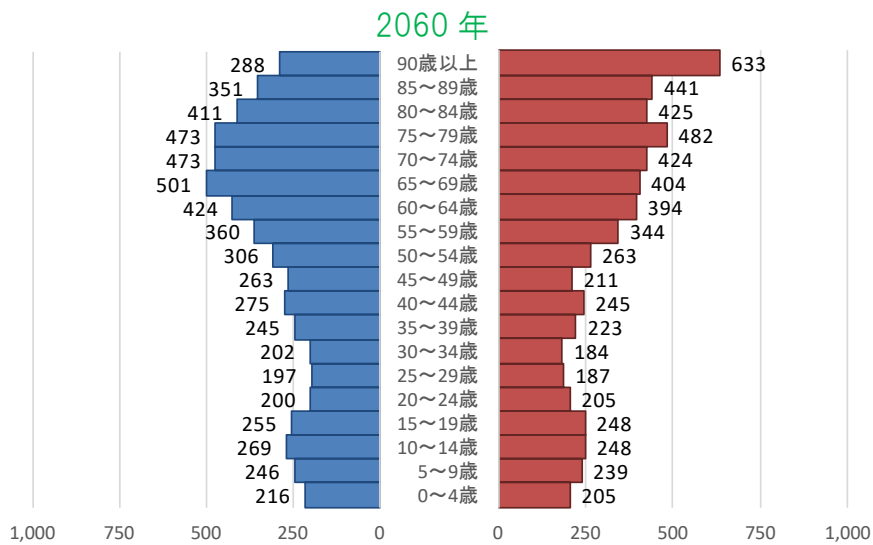
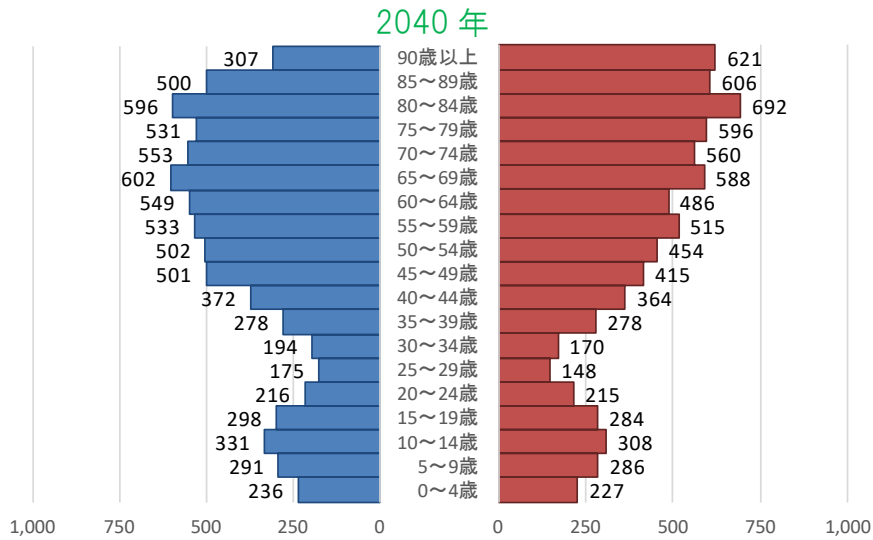
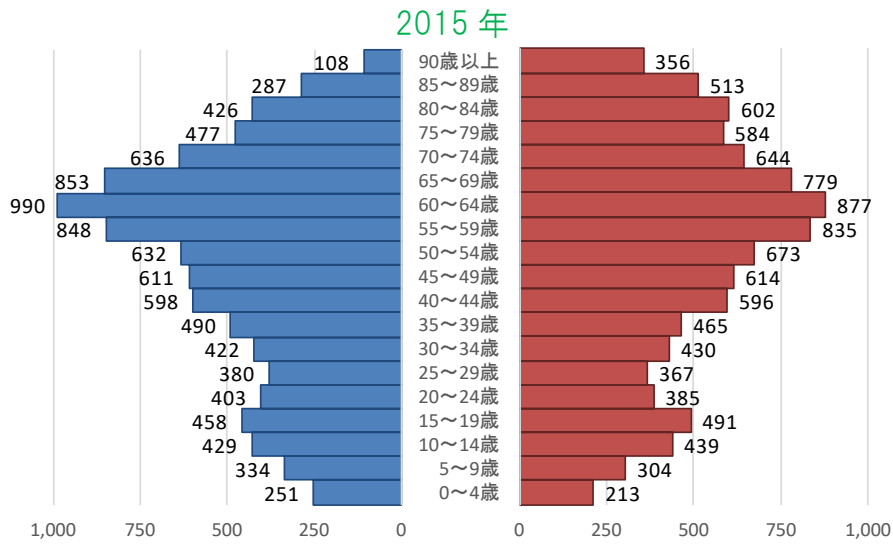
■ 人口の将来展望とその他の人口推計との比較



出典：「町独自推計」以外の推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 実勢データは、国勢調査、茨城県常住人口調査（2020年のみ）

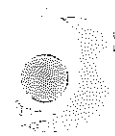
城里町人口ビジョン【改訂版】

■ 人口の将来展望（人口ピラミッド）



**城里町まち・ひと・しごと創生
城里町人口ビジョン【改訂版】**

発行 令和3年10月
編集 城里町まちづくり戦略課
〒311-4391
茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25
Tel : 029-288-3111(代)
Fax : 029-288-3113
Email : machi@town.shirosato.lg.jp
HP : <https://www.town.shirosato.lg.jp/>



一般財団法人日本自動車研究所と城里町との連携協力に関する協定書

一般財団法人日本自動車研究所（以下「甲」という。）と城里町（以下「乙」という。）は、相互の連携と協力を促進し、地域社会のより一層の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互の連携と協力により、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携協力するものとする。

- (1) 知的資源、人的資源および物的資源の相互の活用に関する事。
- (2) 地域及び産業の振興に関する事。
- (3) 情報発信や施策PRに関する事。
- (4) 学校教育及び社会教育の増進に関する事。
- (5) 災害防止及び環境保全に関する事。
- (6) 共同で実施する事業の企画および推進に関する事。
- (7) その他甲及び乙が必要と認める事項に関する事。

（守秘義務等）

第3条 甲及び乙は既に公知となっている情報を除き、この協定に基づく連携協力において知り得た情報を連携協力上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示または漏えいしてはならない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、最終年度には協定の成果を検証し、協定の更新について、甲乙が協議の上、決定するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第5条 この協定に基づき実施される連携協力事項において、連携協力の対象となる事業者および個人(以下「事業者等」という。)のうち反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これらに準じる者をいう。)とみなされる事業者等については、連携協力対象としないこととする。

2 次に掲げる行為を行う事業者等は、連携協力の対象としない。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説の流布または、偽計もしくは威力を用いた信用毀損もしくは、業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲と乙は、事業者等が反社会的勢力に属すると判明した場合、その相手方は催告その他の手続を要することなく、本協定を即時解除することができる。

(個別協議)

第6条 第2条各号に掲げる事項のうち、連携協力する事項が具体的に決定したときは、連携協力の細目その他の事項について、甲乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定書に定めのない事項または、この協定書について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月18日

甲 茨城県つくば市荻間 2530 番地
一般財団法人日本自動車研究所
代表理事

鎌田 実 

乙 茨城県東茨城郡城里町大字石塚 1428 番地の 25
城 里 町
町 長

上 遠 野 修 

城里町と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

城里町（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、町民の健康増進や町民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 健康増進に関すること。
- (2) 安心・安全な暮らしに関すること。
- (3) スポーツ・教育の振興に関すること。
- (4) 産業振興に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲及び乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲及び乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヵ月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲乙が協議の上、本協定

を変更又は解除することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年9月24日

甲 茨城県東茨城郡城里町石塚1428-25

城里町

城里町長

上 遠野 修



乙 茨城県水戸市南町3-4-14

明治安田生命保険相互会社

水戸支社長

田 中 敬 久



報告第53号

城里町と大塚製薬株式会社との包括連携協定

城里町（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、もって地域社会の活性化及び城里町民の安全・安心な暮らしの確保に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 健康の維持・増進に関すること。
- (2) スポーツの振興に関すること。
- (3) 食育の推進に関すること。
- (4) 女性の活躍に関すること。
- (5) 災害対策に関すること。
- (6) その他本協定の目的の達成に資すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。また、連携事業を具体的に実施するにあたっては、甲乙協議の上その内容を別途定めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は本協定の解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うことができるものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示し、もしくは漏洩し、又は本協定の履行以外の他の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負う。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による申し出がなされないときは、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度誠意をもって協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和 3 年 10 月 29 日

甲 茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25
城里町
城里町長 上 遠野 修

乙 埼玉県上尾市瓦葺929番地1
大塚製薬株式会社
大宮支店 支店長 平内 秀司